

昭和二十四年三月十九日
第三種郵便物認可

昭和廿五年十一月廿五日印刷
昭和廿五年十二月一日發行 (毎月一日發行)

建築と社會

VOL — 31



NO — 12

THE ARCHITECTURAL ASSOCIATION OF JAPAN

日本建築協會

川野田



資本金 四億円
創立 明治十四年
産 百二十万トン

五大製品

- 一、小野田普通ポルトランドセメント
- 二、小野田早強ポルトランドセメント
- 三、小野田高級シリカセメント
- 四、小野田白色ポルトランドセメント
- 五、小野田ダム用ポルトランドセメント

小野田セメント製造株式会社

取締役社長 安藤豊祿

本社 山口縣小野田市
支社 東京都中央区銀座西三ノ一 建築會館内
中央研究所 山口縣小野田市
支店 大阪・門司
營業所 小樽・仙台・東京・名古屋・廣島・福岡
工場 大船渡・田原・藤原・阿哲・小野田・恒見・八幡・津久見
サービスステーション(包裝工場) 神戸・名古屋

製品型錄
御申越次第
贈呈

會 告

建 築 士 選 考 に 就 い て

建設省令並に告示が發せられましたので其の中の建築士の選考についての要点を下記の通り抜萃いたしました。

一 級 建 築 士 選 考 の 申 請

受付期間 第一回 昭和25年11月16日より12月15日まで
第二回 昭和26年4月1日より4月30日まで
受付場所 住所地又は勤務先の所在地の都道府縣の建築主務課

一 級 建 築 士 選 考 公 告 (抄)

この選考は、建築士法附則第2項の規定によつて、法施行時の経過措置として、1級建築士試験に代つて行われるものです。

詳細は、建築士法（昭和25年5月24日法律第202號）同法施行令（昭和25年6月22日政令第201號）同法施工規則（昭和25年10月31日建設省令第38號）及び建築士選考基準（昭和25年11月7日建設省告示第1162號）を参照して下さい。なお、不明の点は、建設省住宅局建築指導課又は都道府縣の建築主務課に問い合わせて下さい。（通信によられる場合は、所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を必ず同封して下さい。）

第 一 選 考 申 請 資 格

一級建築士の選考申請資格のある者は、昭和26年3月31日までに、次の各號の一つに該当する者です。

- 1 舊大學令による大學で、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業してから、建築に關して3年以上の實務の経験のある者
- 2 舊專門學校令による專門學校で、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業してから、建築に關して6年以上の實務の経験のある者
- 3 舊中等學校令による中等學校で、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業してから、建築に關して10年以上の實務の経験のある者
- 4 前各號に掲げる學校と同等以上又はこれらに準ずる學校で、建築又は土木に関する課程を修めて卒業してから、建築に關してそれぞれ前各號に掲げる年數以上の實務の経験のある者
- 5 建築に關して15年以上の實務の経験のある者

第 二 申 請 手 續

昭和25年12月15日までに選考申請資格のある者は、止むを得ない場合のほかは、第1回のときに申請して下さい。但し、第1回のときに申請した場合は、第2回のときには、申請できません。

2 申 請 の 方 法

- (1) 申請關係用紙の請求先 申請關係用紙は、建設省住宅局建築指導課及び各都道府縣の建築主務課において、差し上げます。（郵便で請求するときは、表に「一級建築士選考申請用紙請求」と朱書き、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。）
- (2) 申請書類の提出 住所地又は勤務先の所在地の都道府縣の建築主務課に提出して下さい。（直接建設省に提出しないで下さい。）この際、次の書類を必ず添えて下さい。

〔添付書類〕

- 一 第一の選考申請資格のところの第1号から第4号までの各号の一つに該当する者については、その學校を卒業したことを證するに足る書類（卒業證書の寫、卒業證明書、卒業者名簿の抄録、その旨を證する2人以上の署名のある書類）
- 二 建築技術に關する檢定又は資格試験に合格した者又は選科生又は聽講生として建築又は土木に關する課程を修めた者については、その旨を證するに足る書類（合格證書の寫、合格證明書、その旨を證する2人以上の署名のある書類）

第 三 合格等の通知と發表

（選考の方法） 1 級建築士の選考に當つては、建築士選考基準に従つて1級建築士選考申請書及び業務經歷書の記載によつて審査します。この審査によつて1級建築士としてふさわしい知識及び技能を有すると判定された者は、選考に合格します。この審査によつて判定できない者には、考査を行つて、その成績を考慮して、判定します。

- 1 考査に關する通知 考査を行わない者にはその旨を、考査を行う者には考査の實施期日と考査場を、直接本人に通知します。
 - 2 考査の場所と期日 考査を行う場所は〔札幌、帯廣、青森、仙台、新潟、東京、名古屋、金澤、大阪、廣島、松江、高松、福岡、鹿児島〕です。考査の期日は、第1回の受付をした分については、概ね3月中旬頃、第2回の受付をした分については概ね6月中旬頃の豫定です。
- 備 考 2 級建築士の選考は、建設大臣でなく、各都道府縣知事によつて都道府縣毎に行われます。従つて2級建築士についての各種の手續、問合せ等は、件所地又は勤務先の都道府縣の建築主務課にして下さい。

大阪高等裁判所見學開催

舊控訴院現大阪高等裁判所の建物と裁判の實況見學を下記により開催。

當日はジェン台風當時起りたる或る強姦事件を檢事の起訴より裁判の經過につき戦後に於ける民主裁判がいかになされているかを見學し併せて建物を見學する。（裁判所と公判の都合で月曜の午前となつた事を諒されたい）

- 1、日 時 十二月十一日(月)午前九時半集合、後零時半解散
- 1、集 合 所 大阪高等裁判所(元控訴院)正門、市内北區若松町
- 1、見 學 佐々木判事並菅原辨護士の概況と案内により十時法廷に入り強姦事件の公判實況と建物を見學

1、申込締切 九日迄會費¥30添へ申込の事 豫定數に達した時先着締切

○晴雨不論、時間勵行集合、會員章是非着用願う

○見學後辨護士會館で中食代用パンを呈す

◎會員倍加につき未だ新入會御紹介なき向は本誌挿入の申込書活用倍加に御協力下さい

◎會費請求を受けられた向は本誌挿入の振替利用拂込み願う。會の運営と集金に御援助方懇望します。

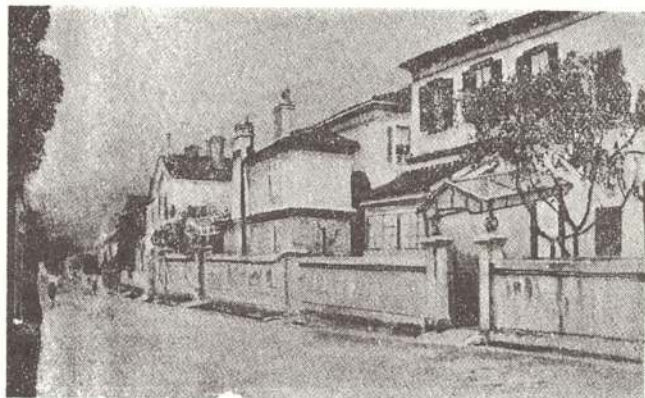
◎好評の1950年會員名簿受取りなき方は品切れにならぬ内至急申越下さい

以 上

昭和二十五年十一月三十日

會勢委員長 松 村 雄 吉

社團法人 日 本 建 築 協 會



建築と社会

12

1950

時の言葉.....	2
新建築作品紹介.....	3
竹中工務店神戸支店	
兵庫縣社會事業會館	
阪神パーク	
西宮市民館	
香港上海銀行神戸支店	
山一證券株式會社神戸支店	
有馬温泉觀光ホテル「池之坊」附瀧觀光會館	
神戸市交通局廳舎	
小野田セメント製造株式會社	
神戸サービスステーション	
坂口吉藏商店・壽海蔵	
兵庫縣下に於ける新建築の動向.....	17
浅尾熊雄 早良俊夫 清水肇二	
野地修左 古塚正治	

「神戸國際港都建設法」制定にあたりて.....	長濱時雄...20
神戸市民スポーツセンターの計畫について.....	三田 一男...23
旭ガラス尼崎工場の特殊擴築工事について.....	棚橋 諒...25
阪神パーク復興建設工事に就て.....	眞口 愼夫...28
SAND BLAST ETCHING GLASS.....	池田金之助...30
兵庫縣下の古建築概観.....	野地 修正...31
灘の酒蔵.....	阪下 圭彌...34
煉瓦造建物の曳移轉工事について.....	香川 次男...35
沖縄だより一第2信一.....	政岡 基次...38
地震とその対策の常識.....	災害委員會編...41
會 務.....	46
會 告.....	47

時 の 言 葉

元來日本人通有のアキラメの觀念と、その反射的行動とも云う可き取りあえず間に合せで満足すると云う遣り方が何れ丈け日本文化の進展上に悪い結果をのこしているかは今更ら喋々の辯をろうする要はない。

地震に壊れない家、風位ならへつチャラな家、火事にも焼けない家……………こう云うスローガンを掲げて世間に呼びかけたことは、數え切れない程機會ある毎に喧傳して來た筈である。時には協會の決議までやつて當局へ建策したことも再三ではなかつた筈である。と云つて其の後の當局なり、世間が吾々業界人の忠告をどれ丈けとり入れて來れた事？。

天災や地變や、火災に對する對策は單にスローガンを飛ばした丈けで其の責めを果したと考えてはいけない害である。より強く、より合理的な施工の上に其の實を示さなければ効はない。斯様に考えたとき、返り見て業界人には其の責め的一端を負う可き義務がのこされているのではないかと筆者は考える。

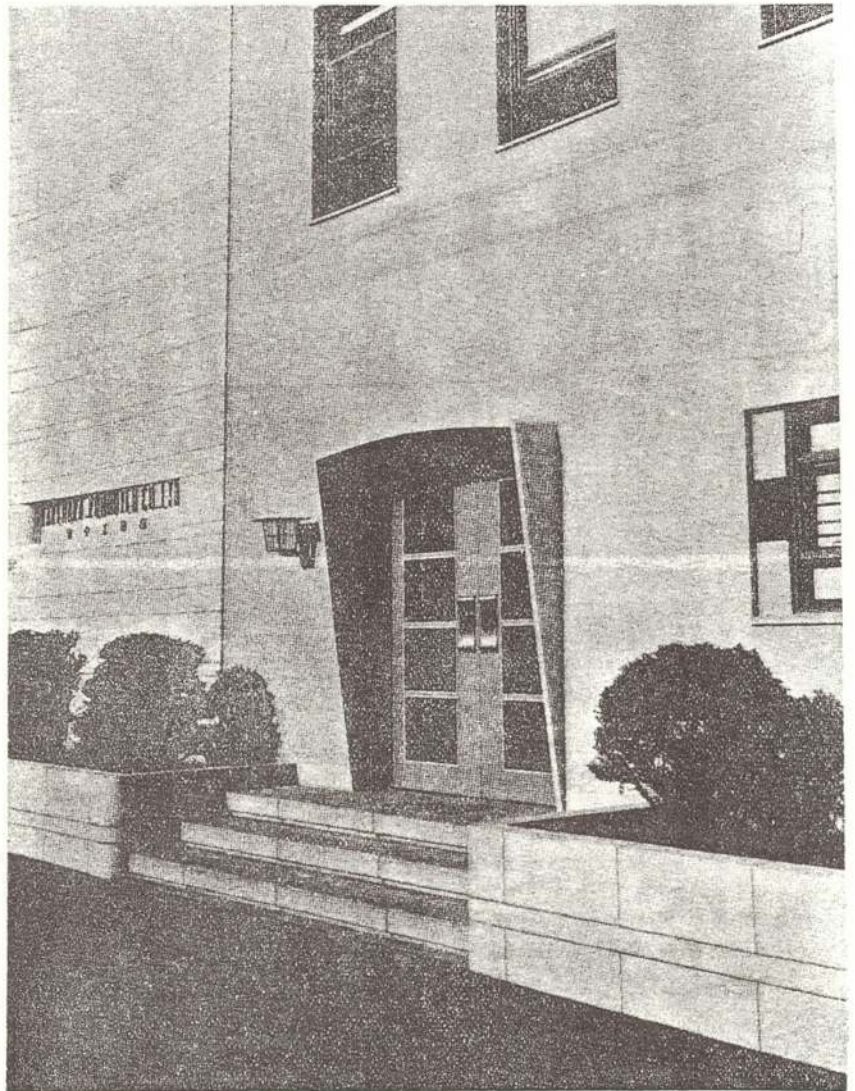
ジューン台風後の後始末にしてもどれ丈けの新工夫に依つて復興に協力したと高言し得る人が何人あると高言し得るだろう？。

ひ近な一例をとつて見ても、飛んだ瓦の後始末は果して次の台風にあつてどれ丈け被害が輕減し得る工夫と、創意が加えられたと答え得るだろう？

これこそ極めて簡単な工夫と、考案を加えることに依つて相當好果が得られる瓦と葺き方が案出せられる筈である。若しも當を得た創案に依つて復舊せられたとしたら次の台風禍は吾々業界人の力で相當防ぎ得なければならない筈であり、其の時こそ業界人が大手を振つて次の豫防策に對するスローガンを掲げて世人の注目をうなづかす結果をもたらすだろう。

何回の慘禍に遭つても、元々通りに復舊する、これ位馬鹿氣た事はない。賽の河原の石積みと云う諺がある。あたかも今の業界人のやつている仕事はこの諺に當て嵌るものでは無いだろう？。何とか好い工夫と考案が次ぎ次ぎと現われて、吾國文化の爲めに氣をはく日の一日も早からん事を祈つて止まない。

竹中工務店
神戸支店



位 置 神戸市生田區江戸町98

設 計 株式会社 竹中工務店設計部

工 期 自昭和24年11月 至昭和25年6月

建築面積	平方米	坪	平方米	坪	
1 階	360.00	108.9	2 階	360.00	108.9
3 階	360.00	108.9	計	1,080.00	326.7
附屬家 北棟	15.0		南棟	12.5	

構 造 鐵骨鐵筋混凝土造

(鐵骨を利用した無梁等厚床版構造)

外 装 中央壁 色モルタル掻落し、両袖 テラゾーブロック貼(トラパーチン)、縦線 テラゾーブロック、玄関入口庇 ドイツ産トラ

パーチン、花壇裏、人造石(瀧山石)小叩き仕上

内 装 床、玄関、階段室、客室、人造研出し、事務室其他オガ屑入色モルタルワックス仕上
一部リノリューム敷

壁 プラスター喰

天井 漆喰塗

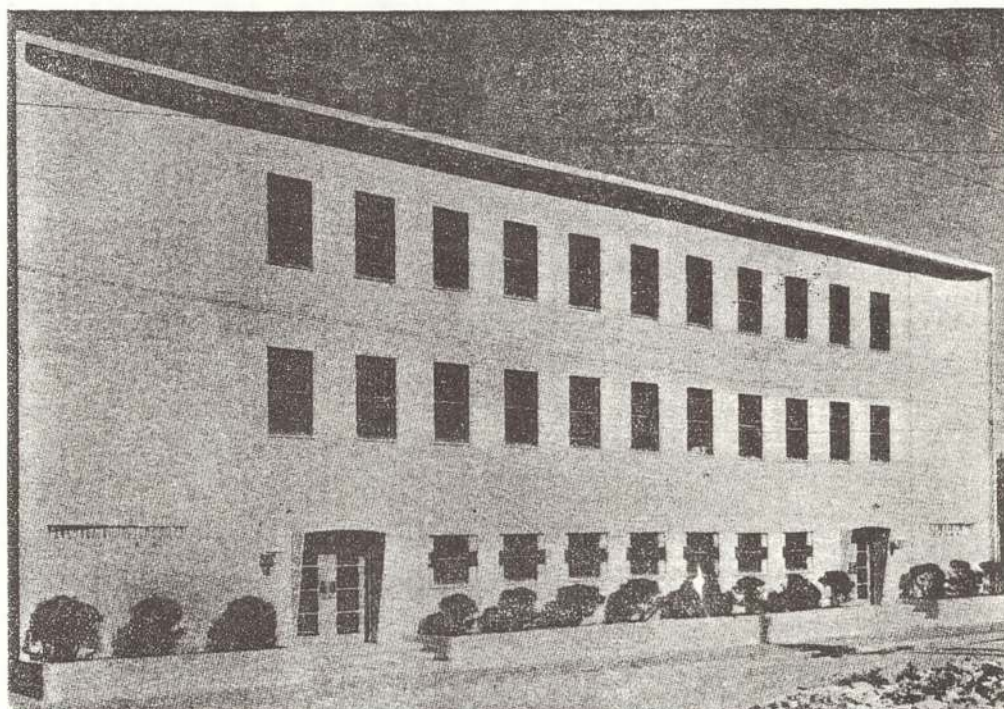
便所 床壁、タイル貼、天井漆喰喰

窓 スチールサツシュ(バランス)

カウンター 塩地練合セラツク仕上

設備工事 朝日設備工業株式会社大阪支店

竹中工務店神戸支店

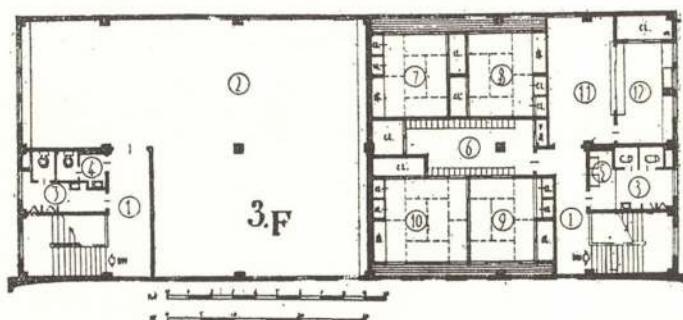


西面

- ① 廣 間
- ② 事 務 室
- ③ 男子便所
- ④ 女子便所
- ⑤ 洗 面 所

- ⑥ 中 庭
- ⑦ 舍 室 6 帖
- ⑧ 舍 室 8 帖
- ⑨ 食 堂
- ⑩ 厨 房

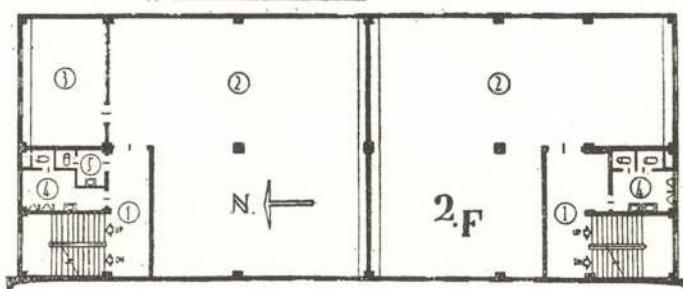
3階平面圖



- ① 廣 間
- ② 事 務 室
- ③ 會 議 室

- ④ 男子便所
- ⑤ 女子便所

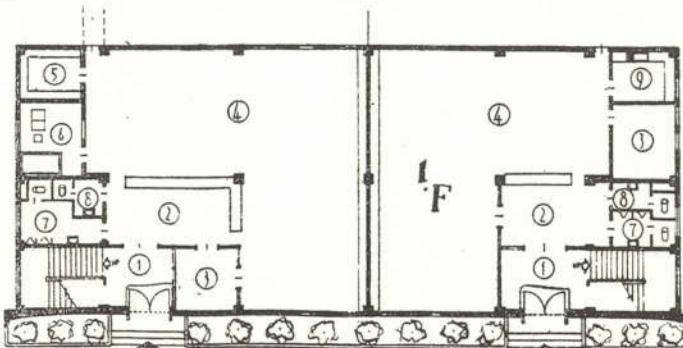
2階平面圖



- ① 玄 關
- ② 客 溜
- ③ 應 接 室
- ④ 事 務 室
- ⑤ 書 庫

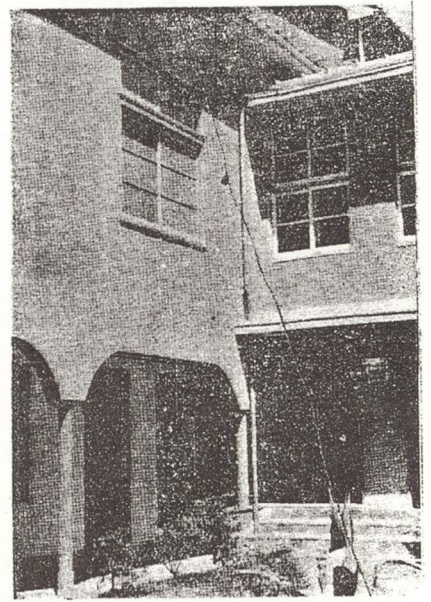
- ⑥ 電話交換室
- ⑦ 男子便所
- ⑧ 女 女 便 所
- ⑨ 湯 沸 場
- ⑩ 通 用 門

1階平面圖

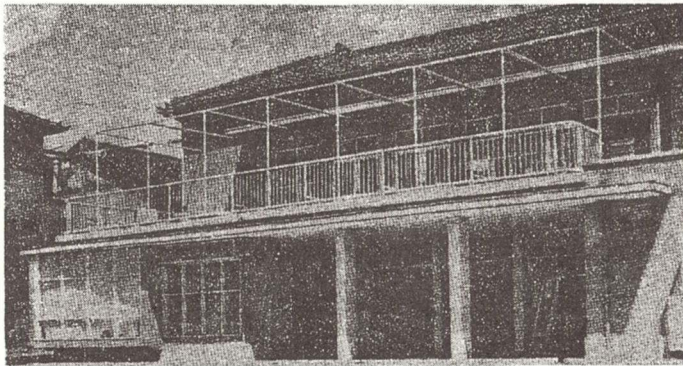


兵庫縣社會事業會館

位 置 神戸市生田區中山手通2丁目113番地
 設 計 兵庫縣建築部營繕課
 施 工 株式會社 大西工務店
 電 氣 設 備 株式會社 電 明 社
 給水衛生設備 株式會社 武市商會
 工 期 自昭和25年1月6日 至昭和25年6月15日



(中庭ヨリ)



(正 面)

面 積 1階 531.00平方米
 2階 487.43平方米

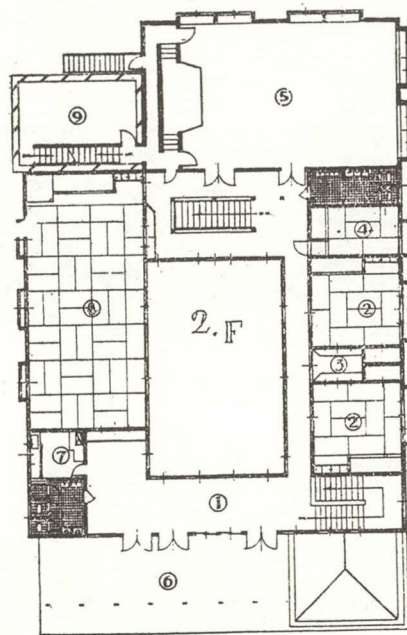
延面積 1,018.43平方米

構 造 木造2階建基礎コンクリート造並煉瓦造

外 装 腰モルタル塗刷毛引仕上 壁色モルタル掻落し仕上、屋根日本瓦葺
 内 装 床リグノイド塗並フローリング張
 壁壁プラスター塗、天井漆喰塗並
 テツクス張、内外部木鐵部ベンキ
 塗テツクス水性ペンキ塗仕上

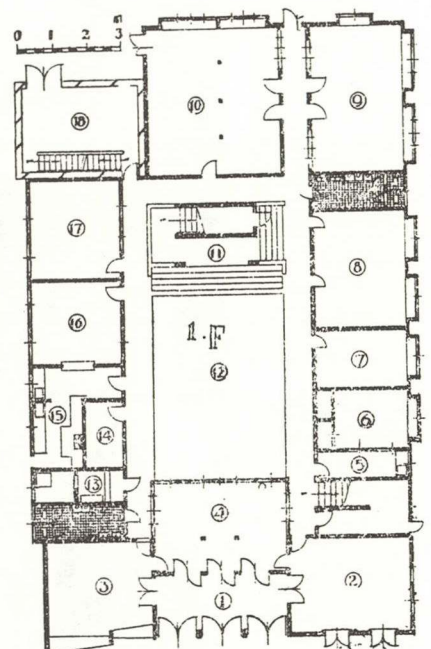
1 階平面圖

- ① ポ ー チ
- ③ 展示場及び會館管理事務所
- ④ ホ ー ル
- ⑤ 湯 沸 器
- ⑥ 宿 直 室
- ⑪ 階 段 室 兼 鄰 合
- ⑫ 中 庭
- ⑬ 脱 衣 室 及 浴 場
- ⑭ 電 話 交 換 室
- ⑮ 炊 場
- ⑯ 食 堂
- ⑰ 鐵筋コンクリート建倉庫



2 階平面圖

- ① 談話室兼圖書室
- ② 宿 泊 室
- ③ 踏 泊 室
- ④ 宿 泊 室
- ⑤ 講 堂
- ⑥ パ ル コ ニ 一 室 間
- ⑦ 準 備 室
- ⑧ 大 廣 間

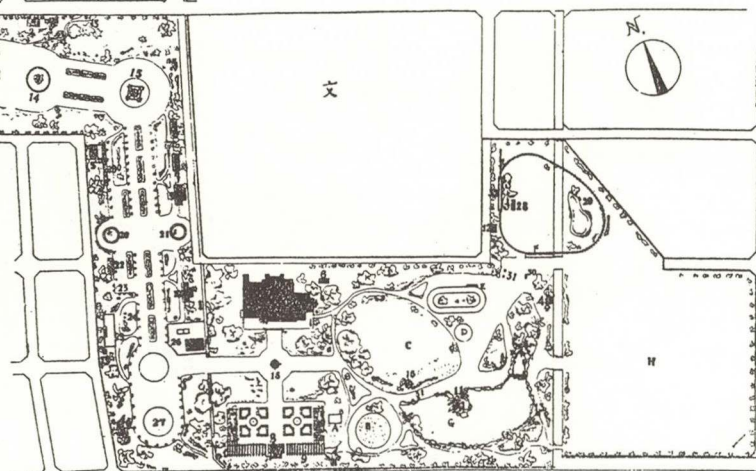


阪神パーク HANSHIN PARK



配置圖

- 1 正門
- 2 園丁詰所
- 3 全浴場
- 4 便所
- 5 飼料倉庫
- 6 倉庫
- 7 兒童文化會館
- 8 喫茶食堂
- 9 パーゴラ
- 10 藤棚
- 11 四阿
- 12 充電室
- 13 ホンブ室
- 14 水禽プール
- 15 噴水
- 16 ラヂオ塔
- 17 小動物舎(2棟)
- 18 猛獸舎
- 19 淡水魚陳列所
- 20 孔雀舎
- 21 猛禽舎
- 22 小禽舎
- 23 山禽舎(5棟)
- 24 小山羊兎の家
- 25 鹿、馬の家
- 26 象舎
- 27 猿の島
- 28 山羊の家
- 29 家鴨の家
- 30 賣店
- 31 乗物切符賣場
- A 子供プール
- B 砂場
- C 遊戯場芝生
(諸遊戯器具設備)
- D 廻轉ボート
- E デープ
- F 子供汽車
- G ボート池
- H 運動場
(バツグネット設備)



位置 兵庫縣武庫郡鳴尾村

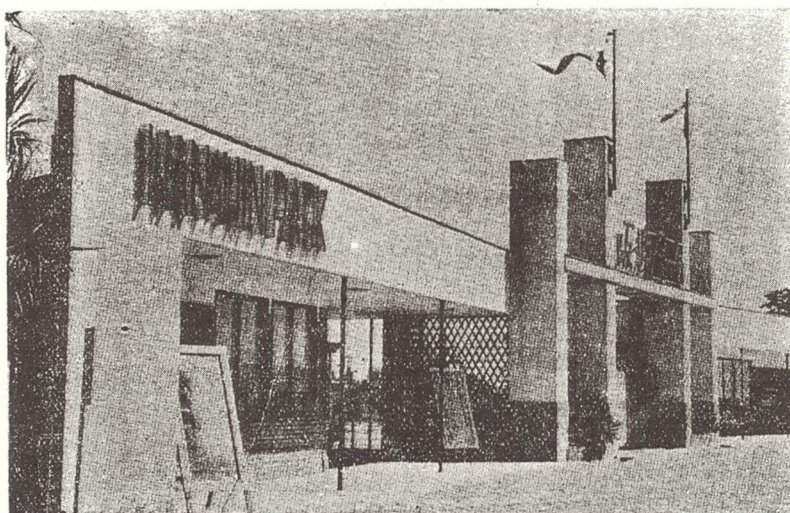
企畫設計 阪神電氣鐵道株式會社施設部

施工者 株式會社大林組 株式會社戸田組
三星建設株式會社 その他10社

工期 自昭和25年1月 至昭和25年7月

敷地面積 約 21,400坪

正門



喫茶店



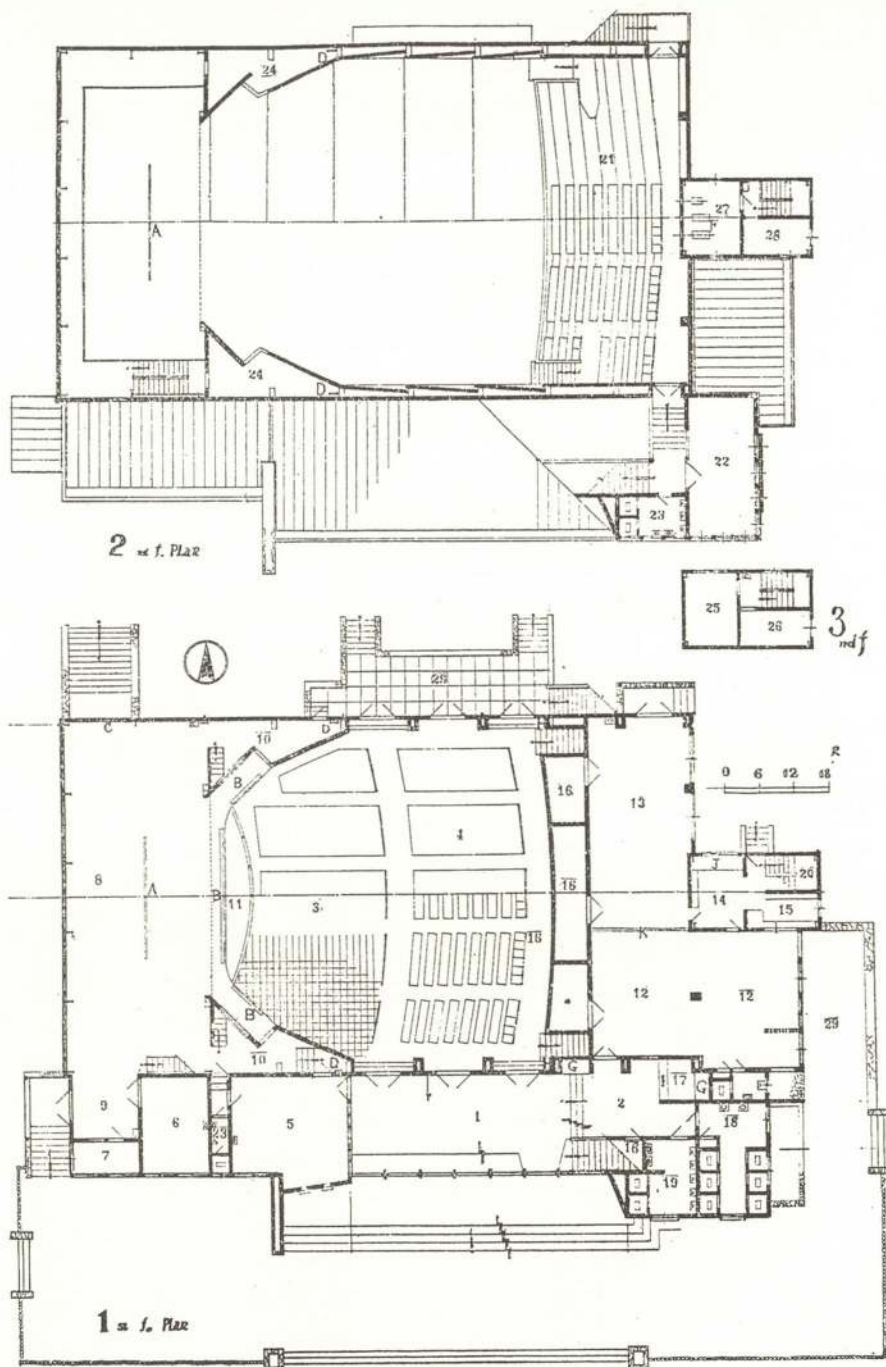


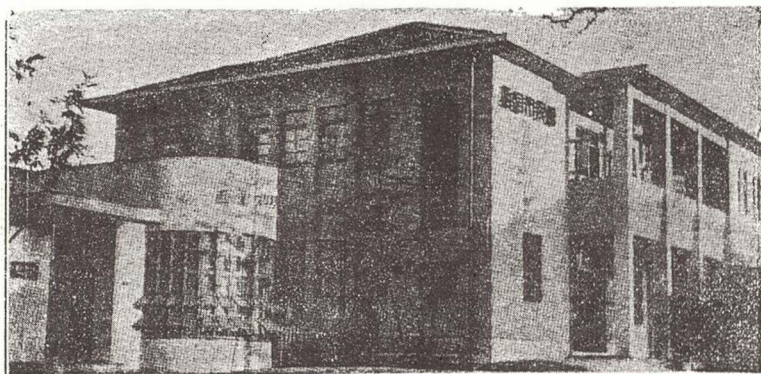
児童文化會館

面積延坪 345,9坪
構 造 鐵骨造一部
木造

平面図

- 1 客 席 前 廣 間
- 2 賣 店 前 廣 間
- 3 客 席 (前 部)
- 4 客 席 (中 部)
- 5 事 務 室
- 6 樂 舞 台 係 結 所
- 7 舞 台 横 廣 間
- 8 袖 裏
- 9 オークストラ
- 10 ビット
- 11 喫 茶 食 堂
- 12 集 會 室
- 13 厨 房
- 14 パ ー テ ン 置 店
- 15 物 置
- 16 賣 店
- 17 女子用便所
- 18 並 化 粧 室
- 19 男 子 用 便 所
- 20 階 段 室
- 21 客 席 (後 部)
- 22 來 賓 室
- 23 便 所 室
- 24 電 氣 室
- 25 倉 庫
- 26 食堂從業員休憩室
- 27 映 寫 室
- 28 映寫技術員休憩室
- 29 テ レ ス
- A 映 寫 ス ク リ ー ン
- B フ ッ ト ラ イ ト
- C ス チ ール
- D タ ラ ッ プ
- E 手 摺 器
- F 映 寫
- G 飾 棚
- H 花 台
- I カ ウ ン タ ー
- J 流

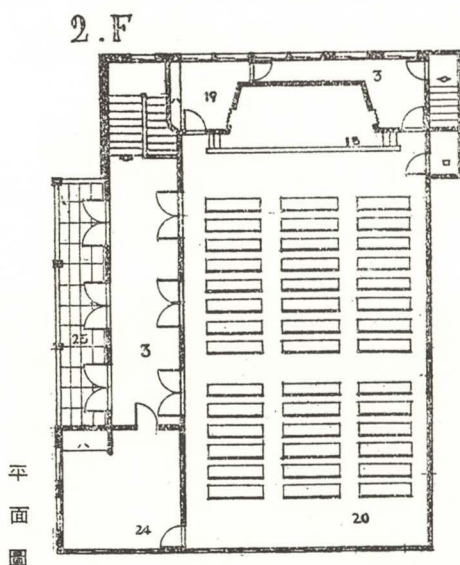
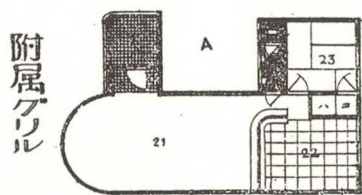




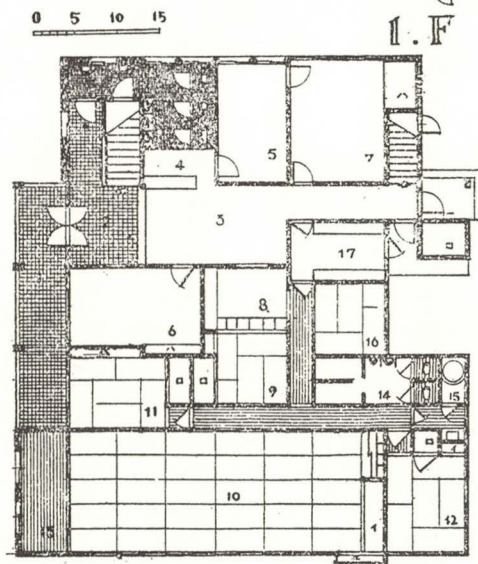
西宮市民館

所 在 西宮市六湛寺町
 設計施工 株式会社 新井組
 工 期 自昭和24年11月20日 至昭和25年3月31日
 建築面積 1階 82.09坪 附屬ゲリル 16.06坪
 2階 74.38坪
 延面積 156.47 總延面積 172.53坪
 構 造 木造二階建
 仕 上 屋根 塩焼淺瓦
 外装 色モルタル吹付け
 正面車寄 柱、人造石、研出し、床クリンカ
 ータイル、天井モルタル
 内装 各事務室、床フローリング、壁漆喰塗り、水性ペイント、腰合漆喰塗りオイルペイント、天井テックス、水性ペイント全ボーター漆喰塗り
 和室 畳敷、壁、糊土、掉縁天井、30帖、天井、格天井

2階、講堂 床フローリング、腰羽目ベニヤワニス仕上、壁漆喰塗り、天井テックス、水性ペイント、全梁形、ベニア板のニス仕上、天井ボーター漆喰塗り
 附屬ゲリル 外装モルタル吹付け、床フローリング、腰ベニア板オイルペイント



平面圖

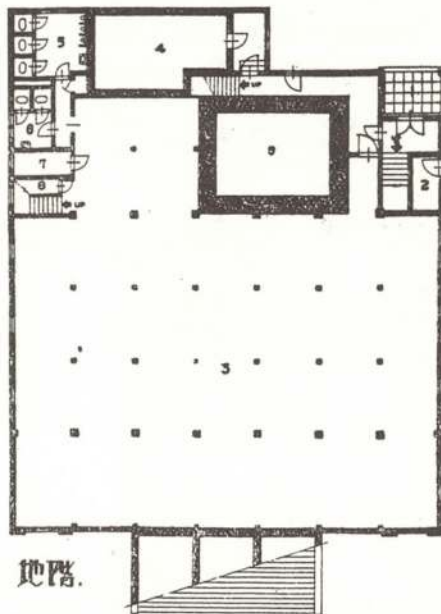
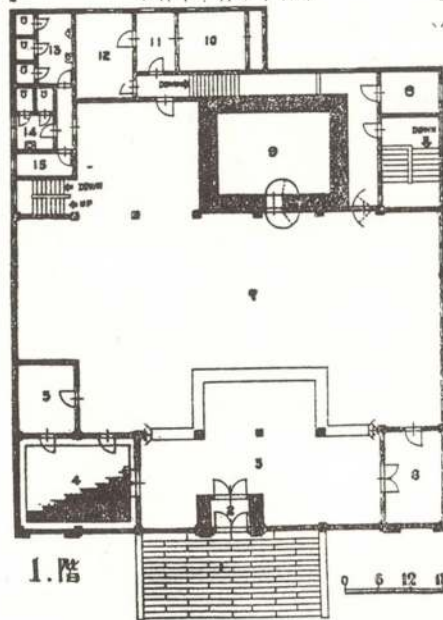
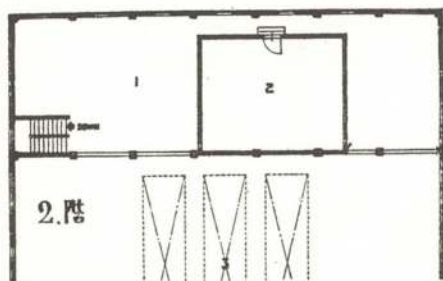


- | | | | |
|---------|-----------|------------|--------------|
| A 附屬ゲリル | 7 第二會議室 | 14 便 所 | 21 客 席 |
| 1 ホ ー チ | 8 玄 關 | 15 浴 室 | 22 調 理 場 |
| 2 玄 關 | 9 玄 關 の 間 | 16 小 使 室 | 23 和 應 室 |
| 3 廣 間 | 10 大 廣 間 | 17 炊 事 場 | 24 應 接 室 |
| 4 受 付 | 11 次 の 間 | 18 ス テ ー ジ | 25 バ ル コ ニ ー |
| 5 事 務 室 | 12 控 の 間 | 19 和 室 | イ ロ ハ ニ |
| 6 第一會議室 | 13 縁 側 | 20 講 堂 | 床 入 ナ 院 |

香港上海銀行神戸支店

所在地 神戸市生田區海岸通二番地

設計施工 株式會社 橋 工 業



平面圖

- | | | | | |
|-----|----|---|---|---|
| 1階 | 3 | 客 | 配 | 溜 |
| | 4 | 支 | 人 | 室 |
| | 5 | 事 | 務 | 室 |
| | 7 | 管 | 換 | 室 |
| | 8 | 交 | 庫 | 室 |
| | 9 | 金 | 直 | 室 |
| | 10 | 宿 | 沸 | 室 |
| | 11 | 湯 | | 室 |
| | 12 | 食 | | 堂 |
| | 15 | 更 | 衣 | 室 |
| 2階 | 1 | ギ | ラ | 一 |
| | 2 | 金 | 庫 | 部 |
| | 3 | 物 | ス | 入 |
| 地下室 | 1 | 東 | 玄 | 關 |
| | 2 | ホ | ン | 室 |
| | 3 | 大 | 倉 | 庫 |
| | 4 | 書 | | 庫 |
| | 7 | 更 | 衣 | 室 |
| | 8 | 物 | | 置 |
| | 9 | 金 | 庫 | 下 |

工 期 自昭和24年9月 至昭和25年4月

構 造 木造(一部煉瓦、鐵筋コンクリート造)2階建1棟 屋根波狀赤瓦葺

建築面積 地下室 194,14坪 1階 194,14坪 2階 55,86坪 計 444,14坪

外装 正面壁 人造石洗い出し目地切 正面大階段は花崗岩

内装 客溜り床コンベス塗支配入室床寄木張り營業室、廊下、電話交換室床、

フローリング張り、腰廻り腰羽目ベッキ塗

壁、天井、柱共プラスター塗、營業室 天井は硝子張り1階便所床モザイ

ック張、腰、白色タイル張り

附帯工事

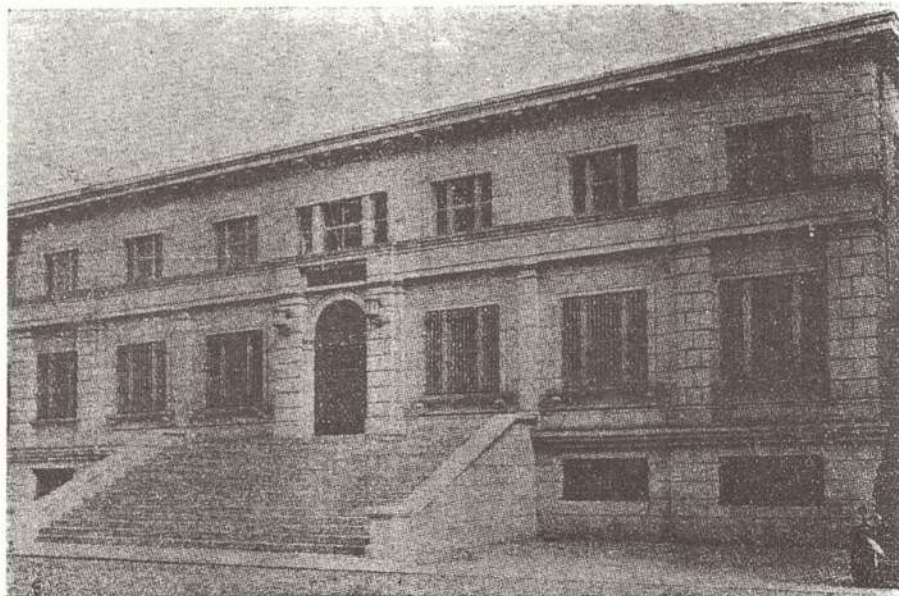
電気工事

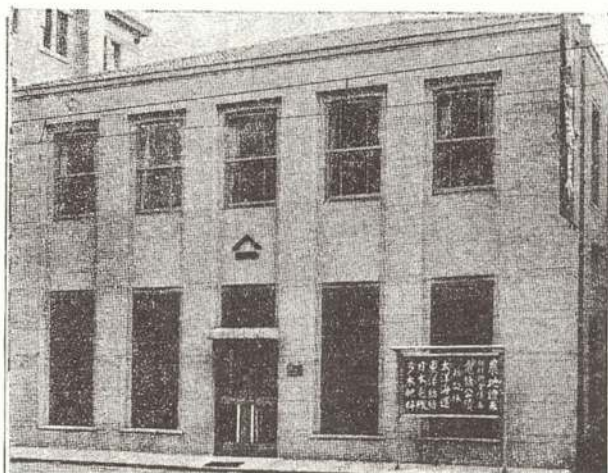
神報建設工業所

水道衛生工事

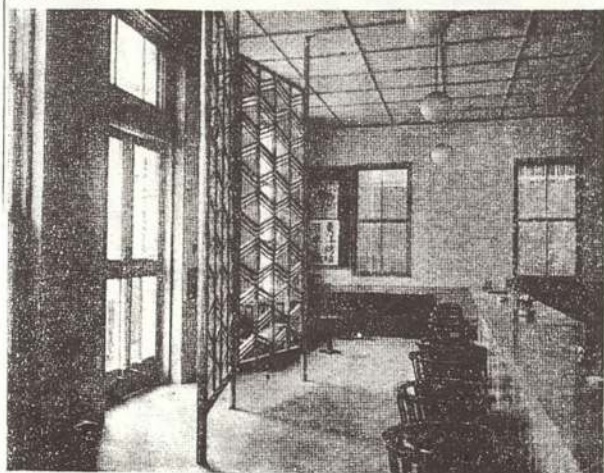
朝日工業株式會社

(正 面)





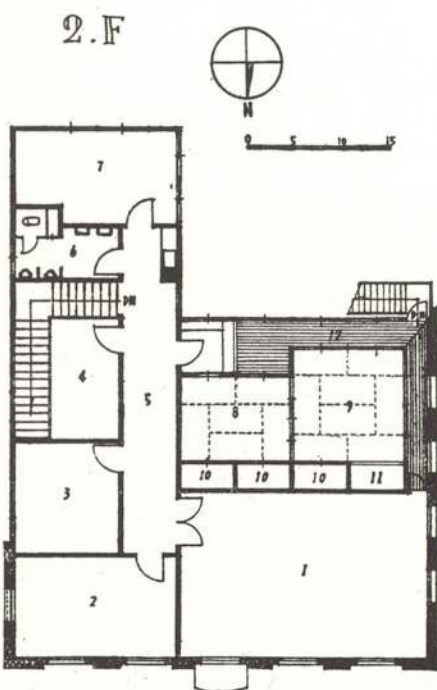
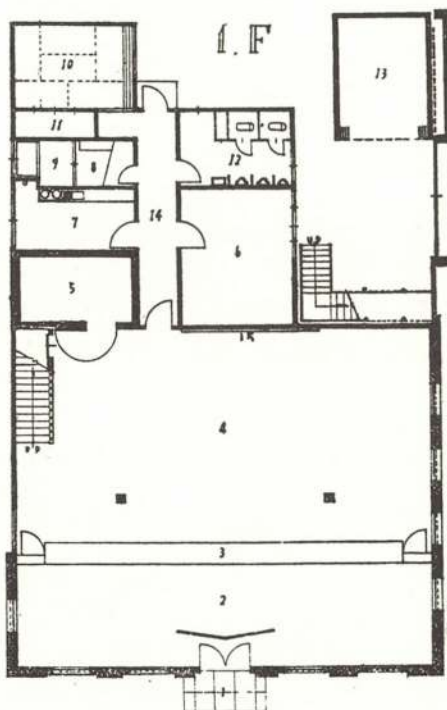
(正面)



(客溜)

山一證券株式會社神戸支店

位置 神戸市生田區榮町通2丁目47
 設計者名 清水建設株式會社大阪支店設計部
 工期 自昭和24年7月8日 至昭和24年11月5日
 建築面積 本館(2階建) 建坪 62.7坪 延坪 113.031坪
 車庫(平家建) // 3.61坪
 構造概要 基礎 栗石地形無筋コンクリート造
 軸及小嵐組 木造 2階梁一部鐵骨梁
 金庫室 鐵筋コンクリート造
 仕上概要 外部 人造石(石成)洗出し目地切仕上げ一部色モルタル振落し、正面窓及び入口廻りはテラゾープロック張
 内部 支店長室 床 リノリウム敷き
 壁 漆喰塗
 天井 ボーター付漆喰粗面仕上げ
 應接室 床 リノリウム敷、壁 オニックス白砂入、モルタル振落し
 天井 漆喰粗面仕上げ
 會議室 床 檜フロアリング、壁 漆喰
 天井 ボーター漆喰、中央カーブテックス貼り、ペンキ塗仕上げ
 食堂及び書庫 床 檜フロアリング、天井 壁漆喰塗
 日本間 壁 聚樂仕上 欄床板 皮付檜 縁甲板
 階段及廊下 床 リノリウム敷き、腰 漆喰塗ペンキ仕上、天井及壁 漆喰塗
 1階營業室 床 檜フロアリング、壁 漆喰塗、天井 テックス水性ペンキ腰ペンキ塗
 客溜 床 人造石研出、真中目地入腰及びカウンターテラゾープロック
 便所 床 腰白色モザイツクタイル、天井 壁 漆喰塗
 浴場 腰及床モザイツクタイル 壁 天井 尾州檜板張
 附帶工事 電気工事 三和工務店
 給排水衛生 須賀商會



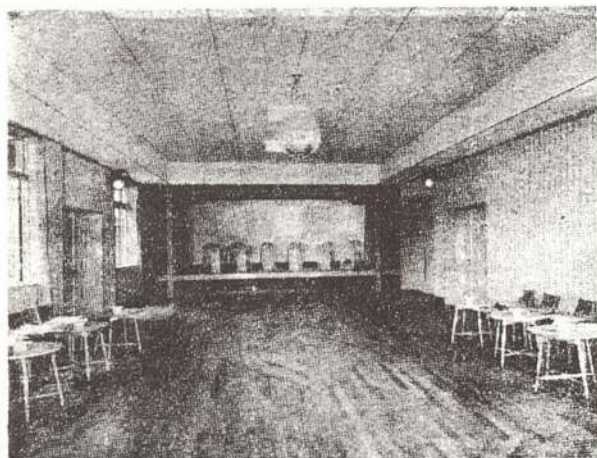
- 1階平面圖
- 1 ボー
 - 2 客溜
 - 4. 營業室
 - 5 寶庫室
 - 6 食堂
 - 7 厨房
 - 8 脱衣室
 - 9 浴室
 - 10 小使室
 - 13 ガレ
- 2階平面圖
- 1 會議室
 - 2 特別應接室
 - 3 支店長室
 - 4 應接室
 - 7 書庫
 - 11 床下
 - 12 廊

有馬温泉観光ホテル 「池之坊」附屬観光會館

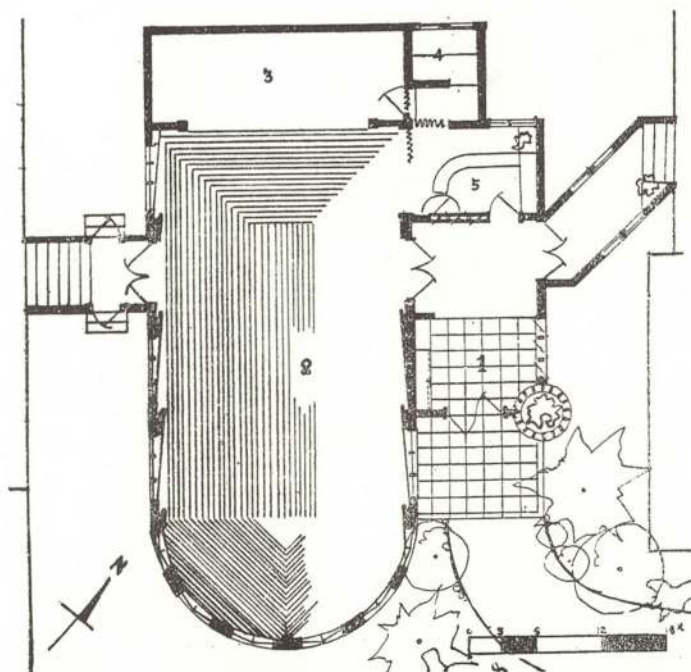
所在地 神戸市兵庫區有馬町
設計施工 株式會社 大林組
工期 自昭和25年4月20日
至昭和25年7月19日
構造概要 木造平家建屋根塩焼瓦葺 1棟 建 51.5坪
仕上概要 外壁色セメントモルタル撒落し、内部壁板張
ベンキ仕上
天井テツクス張、床檜フローリング貼
附帯工事 照明（ネオン、ルーバー、ダイヤライト等）
家具、鉋合引幕カーテン等一切、石垣積及造
庭工事



(玄関)

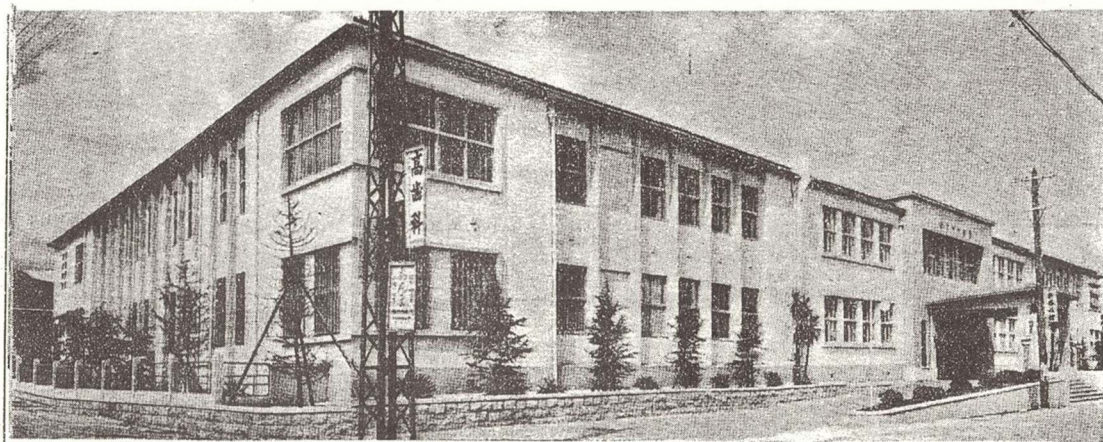


(ホール)



平面図

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 玄 | 關 |
| 2 | ホ | ル |
| 3 | ス | テ |
| 4 | 控 | 室 |
| 5 | バ | - |



(西南面)

神戸市交通局廳舎

所在地 神戸市生田區橋通3丁目1番地

設計者 神戸市交通局工務課營繕係

施工者 大成建設株式會社大阪支店

竣工年月日 昭和25年5月8日

構造 木造2階建一部地階コンクリート造

外装 一般部 モルタル塗 薄黄色モルタル吹付仕上

柱型及腰庇廻り カナリヤ人造石洗出塗

正面玄関 テラゾーブロック貼

車寄 モザイツクタイル貼

内装 地階床防水コンクリート シツカー防水モルタル塗、一般床 プナ及ナラ

フローリング張り 玄関部人造石 研出

市松塗

壁 プラスター塗

天井 テツクス貼水性ペンキ塗

屋根 明石産塩焼瓦 一部陸屋根

坪数 地階 346.1坪 1階 626,2315坪

2階 614,2815坪 計 1,586,613坪

附帯工事 衛生器具 東洋陶器株式會社

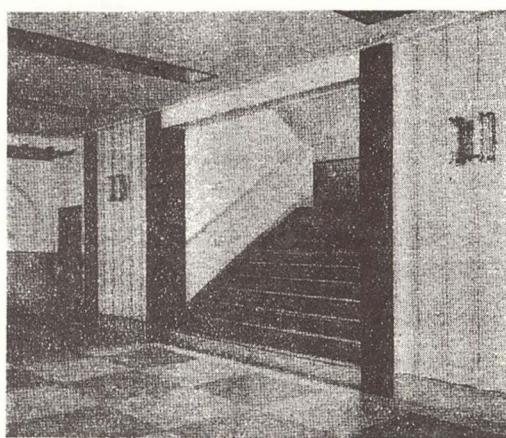
電気工事 みよし電氣工業株式會社

給水及衛生工事 関林工業株式會社

瓦斯工事 大阪瓦斯株式會社神戸支店

カーテン工事 今西商店

(玄関ホール)



地階平面圖

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1 | 食 | 堂 |
| 2 | 配膳 | 室 |
| 3 | 調理 | 室 |
| 4 | 食品 | 庫 |
| 5 | 理髮 | 待合室 |
| 6 | 理髮 | 室 |
| 7 | 電氣 | 室 |
| 8 | 娛樂 | 室 |
| 9 | 冷藏 | 庫 |
| 10 | 前倉 | 庫 |
| 11 | 倉庫 | 庫 |
| 12 | 書庫 | 庫 |
| 13 | 用品 | 倉庫 |
| 14 | 用品 | 倉庫 |
| 15 | 書庫 | 前室 |
| 16 | 金庫 | 室 |
| 17 | 通 | 路 |
| 18 | 賄 | 夫 |
| A | カウン | ター |
| B | ハ | ン |
| C | 窓 | 場 |
| D | 流 | し |
| E | エ | リ |
| F | 防水 | シャッター |

1階平面圖

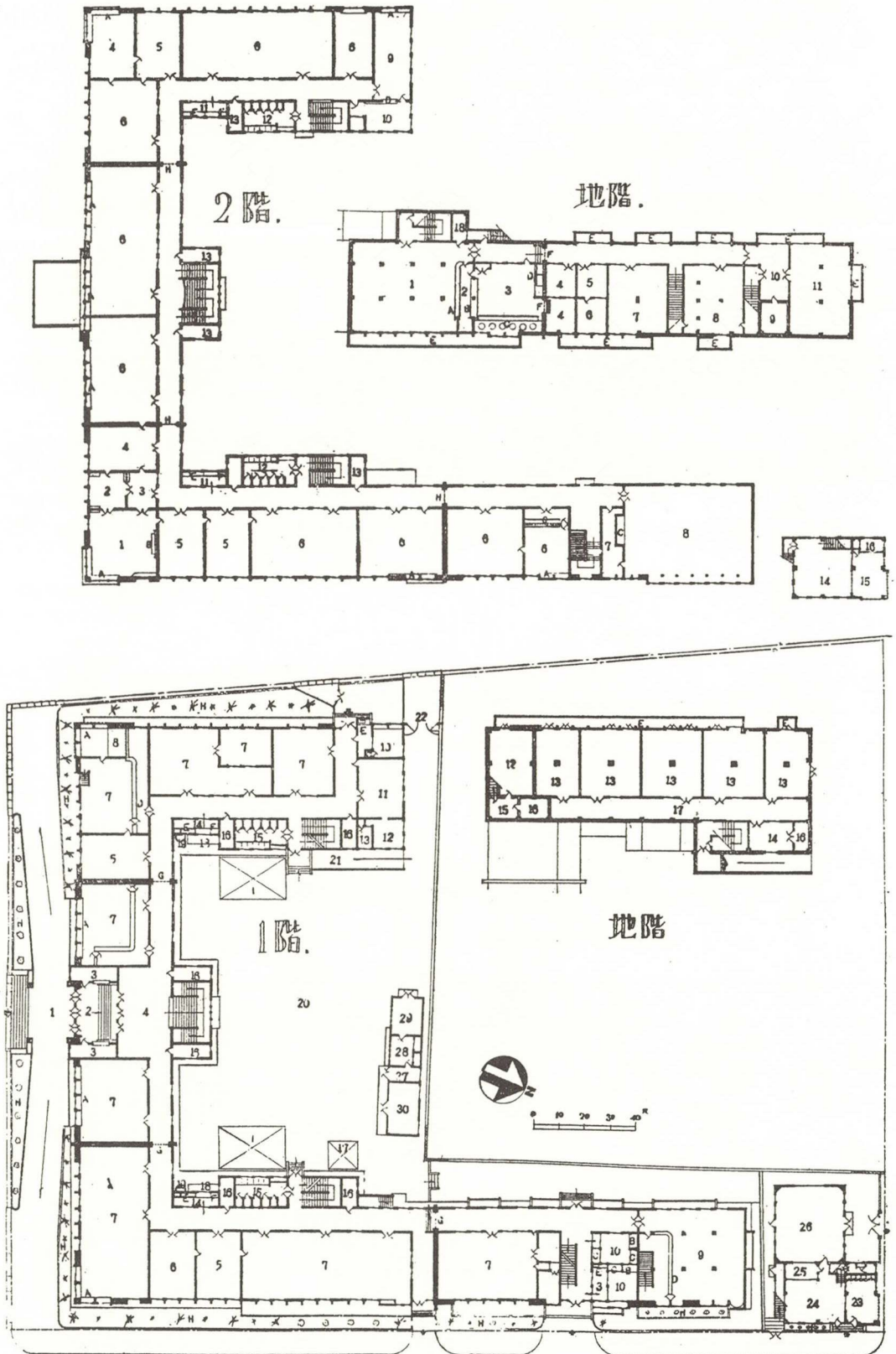
- | | | |
|----|---|---|
| 1 | ボ | チ |
| 3 | 守 | 室 |
| 4 | ホ | ル |
| 5 | 部 | 室 |
| 6 | 小 | 室 |
| 7 | 事 | 室 |
| 8 | 銀 | 行 |
| 9 | 賃 | 店 |
| 10 | 宿 | 室 |
| 11 | 醫 | 室 |
| 12 | 診 | 室 |
| 13 | 休 | 室 |
| 14 | 手 | 庫 |
| 15 | 便 | 場 |
| 16 | 倉 | 所 |
| 17 | ボ | 庫 |
| 18 | 塵 | 室 |
| 19 | 足 | 場 |
| 20 | 中 | 庭 |

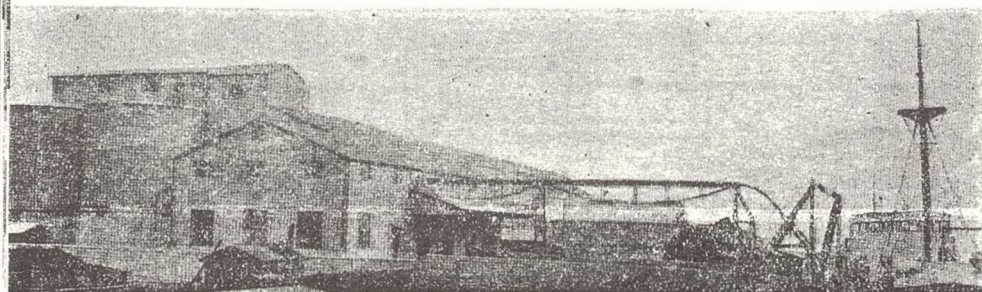
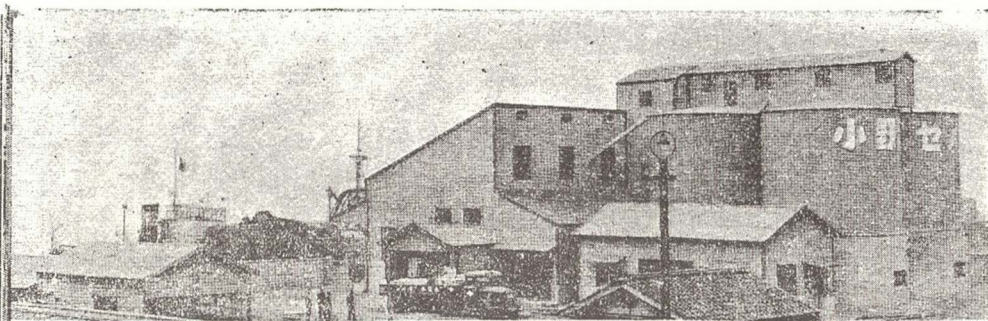
- | | | | | |
|----|----|---|---|---|
| 21 | ス | ロ | 一 | ブ |
| 22 | 裏 | 門 | 門 | 門 |
| 23 | (電 | 交 | 機 | 室 |
| 24 | 話 | 換 | 室 | 室 |
| 25 | 作 | 機 | 室 | 室 |
| 26 | 親 | 室 | 室 | 室 |
| 27 | 密 | 計 | 室 | 室 |
| 28 | 音 | 池 | 室 | 室 |
| 29 | (ニ | 機 | 室 | 室 |
| 30 | ー | 置 | 室 | 室 |
| A | ダ | 棚 | 庫 | 庫 |
| B | ー | 床 | 入 | 入 |
| C | 置 | 入 | 入 | 入 |
| D | ウ | 入 | 入 | 入 |
| E | ン | 入 | 入 | 入 |
| F | タ | 入 | 入 | 入 |
| G | シ | 入 | 入 | 入 |
| H | ュ | 入 | 入 | 入 |
| I | ウ | 入 | 入 | 入 |

2階平面圖

- | | | | |
|----|----|----|----|
| 1 | 局 | 長 | 室 |
| 2 | 全 | 應 | 接 |
| 3 | 全 | 受 | 付 |
| 4 | 部 | 長 | 室 |
| 5 | 小 | 會 | 議 |
| 6 | 事 | 務 | 室 |
| 7 | 控 | 大 | 會 |
| 8 | 大 | 會 | 議 |
| 9 | 食 | 堂 | 室 |
| 10 | 調 | 理 | 室 |
| 11 | 手 | 洗 | 場 |
| 13 | 倉 | 庫 | 庫 |
| 14 | (電 | 話 | 交 |
| 15 | 自 | 動 | 交 |
| 16 | 休 | 憩 | 室 |
| A | 棚 | | |
| B | マン | トル | ビー |
| C | ス | テ | ー |
| D | ハ | ツ | チ |
| E | 流 | シ | シ |
| F | ダ | ス | シ |
| G | カ | ウ | ン |
| H | 防 | 火 | シャ |

神戸市交通局廳舎平面圖





(小野田セメントサイロ全景)

小野田セメント製造株式会社神戸サービスステーション

所在地 神戸市灘区灘1番地

設計施工 株式会社大林組

工期 自昭和24年5月8日
至昭和24年12月31日

構造、建築面積

本工場 鉄骨造2階建一部中2階

基礎 松杭打地形

最高軒高 14米500

建坪延 714平方米216

セメントサイロ セメント貯蔵槽(4基) 鋼板槽造

下槽部 鉄筋コンクリート造

基礎 松杭打地形

地上高 14米700

建坪延 245平方米844

修理工場 木造平家建 基礎 割栗石地形

軒高4.250米 建坪84.332平方米

内外仕上概要

本工場 屋根 亜鉛引浪型鉄板葺

床 鉄筋コンクリート造其他

鋼板張

設備 主要機械

名 稱	用 途	大 小	数 量	能 力
空 氣 圧 縮 機	セメント陸揚	100HP	1台	50ton/hr
真 空 ポ ンプ	//	50HP	1台	
空 氣 輸 送 機	//		2組	
袋 詰 機	セメント袋詰	2管式	1台	24ton/hr
自 動 車 天 秤	バラセメント秤量	20速	1台	

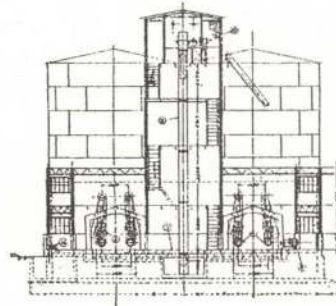
本建物建設の意義 本サービスステーションは常に新鮮なセメントを需要家に提供するために建設せられたものであつて、セメント工場に於て製造せられたセメントを「タンカー船」によつて本サービスステーションへ海上輸送し、一旦本サービスステーション内のセメントサイロへ収容し、必要の都度袋詰めをして需要家に提供するのである。猶希望によりバラの値提供する設備もある。

小野田セメントサイロ詳細圖

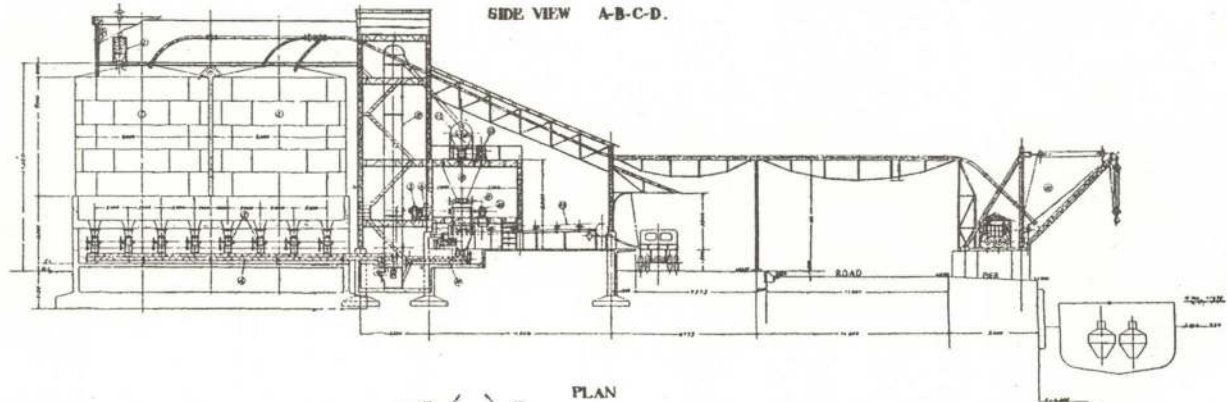
ARRANGEMENT OF PACKING DEPARTMENT
CEMENT SERVICE STATION KOBE PLANT

SCALE 1:100 UNIT MM.

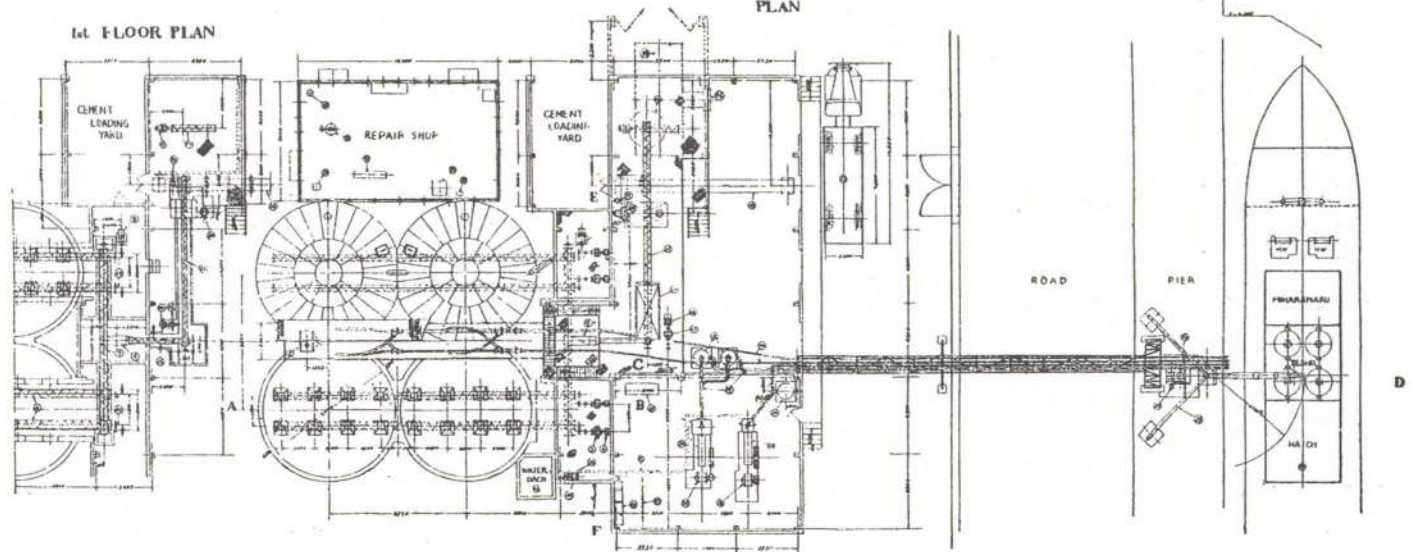
ELEVATION SEC E-F



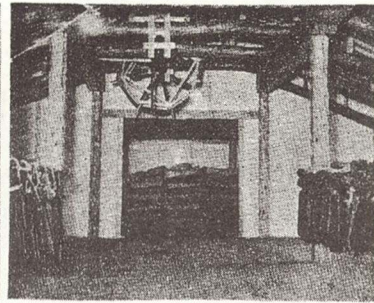
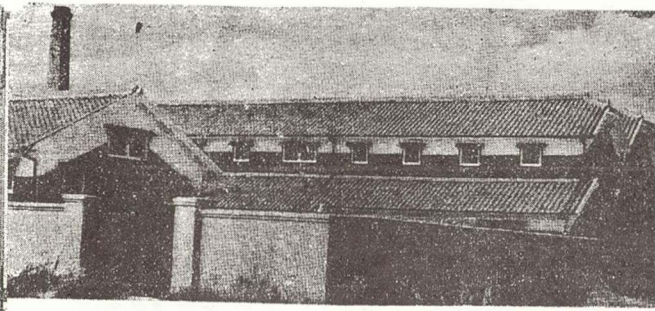
SIDE VIEW A-B-C-D.



1st FLOOR PLAN



PLAN

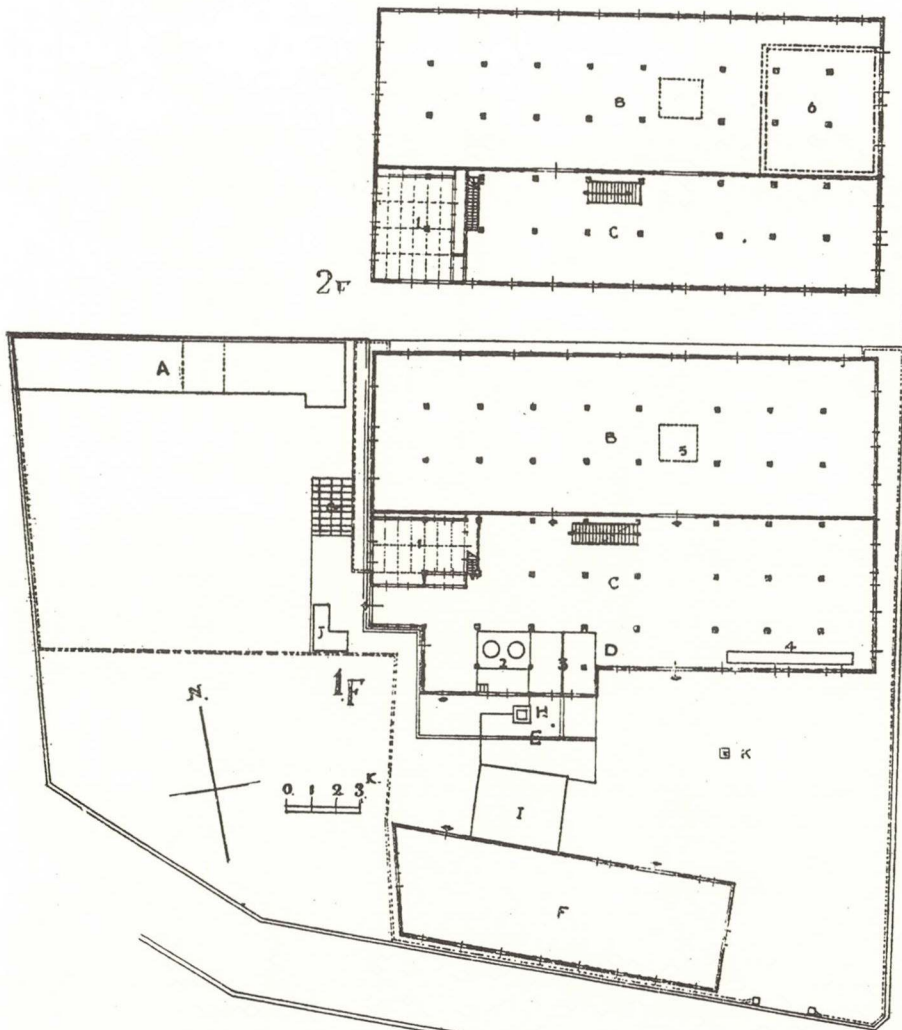


(二階蔵内)

坂口吉藏商店・壽海蔵

所 在 西宮市濱脇町
 設計施工 株式会社 新井組
 工 期 自昭和23年7月
 至昭和24年10月
 建築面積 大蔵、中蔵、前蔵 1階 291.05坪
 2階 263.47坪
 延面積 554.52坪
 瓶詰場 建築面積 58.56坪

事務所、便所 建築面積 32.50坪
 總計 645.58坪
 構 造 大蔵木造2階建 瓶詰場 木造平家建
 煙突 煉瓦造
 外 装 豎羽目板張り、黒ペンキ塗、小壁、漆喰塗り
 屋根日本瓦
 内 装 床、コンクリート、モルタル塗り、壁 眞壁
 漆喰仕上



平面圖

A 事務所、分析室
 B 大蔵
 C 中蔵
 D 前蔵
 E 外洗
 F 瓶詰場
 G スロ
 H 煙土
 I 便所
 J 井
 K 會所
 1) 釜内
 2) 釜内
 3) 釜内
 4) 釜内
 5) 釜内
 6) 釜内

兵庫縣下に於ける新建築の動向

淺尾熊雄 早良俊夫 清水榮二

野地修左 古塚正治

戦後五ヶ年を経た今日、兵庫縣下に於ける新建築の中、主に神戸市内について、部分的ではあるが、その動向の一端を知る意味から、各所から提出された資料を夫々討議した。以下はその建築物と概評である。討議は寫眞と見聞せる資料に基いて行つたので偏見もあるうかと思われるが、大方の参考にもともなれば幸甚である。

1. アメリカン・インターナショナル・アンダー ライタース・コーポレーション

場所 神戸市生田區海岸通三丁目

設計 前川國男建築事務所

施工 株式會社竹中工務店神戸支店

寫眞より實物の方が面白い。アメリカでは最近ドイツ風を取入れた建築が盛んになつて來ている様であるが、そのドイツ風を取入れたアメリカンスタイルであると思われる。外部塗裝のベンキはアメリカのもので、非常に上等である。神戸の最近の建物としてはあかぬけのしたもので、看板廣告は簡明で目的がよく表現されている。

2. 神戸地方裁判所

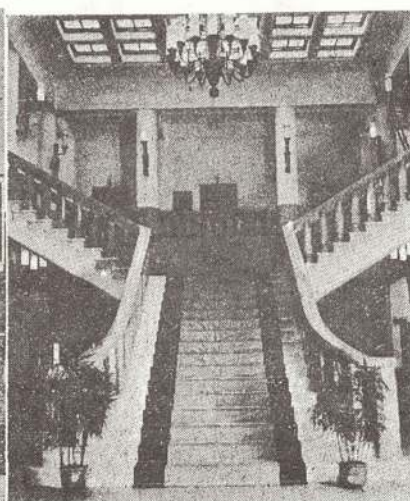
神戸市生田區橘通二丁目

設計 最高裁判所營繕課

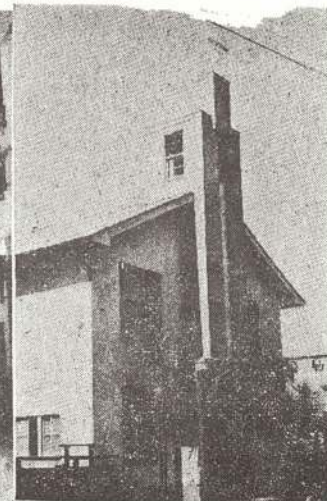
1.



2.



3.



施工 株式會社 大林組

これは戦災で焼けたのを復舊したもので、外觀は昔通りに復舊した。内部は寫眞でも判る通り、非常に明るく官廳と思えぬ程感じが良くなつた。外觀を前の通りに復舊して、内部を新しい形式に變えたことは、これからの官廳の建物として、うれしい傾向である。

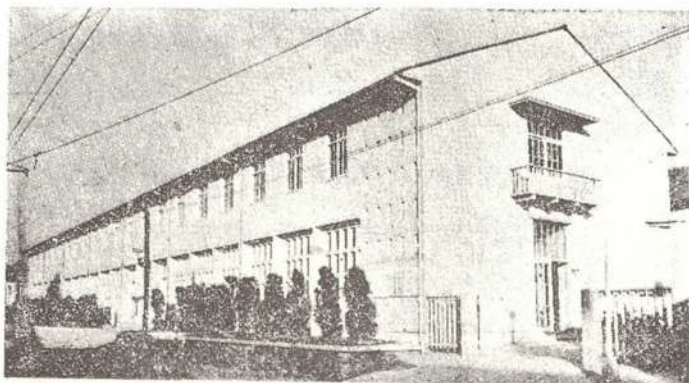
3. 神戸福音傳導館

設計 堀内建築事務所

施工 株式會社大崎工務店

傳導館としては簡易經濟的な建物で目的がよく表現されていてよい。(牧師の意向でこのようなスタイルになつたものと思われる。)

傳導館、教會等は神戸市内に數多く建築されていて多種多様であるが、その一つの建方である。



4. 神戸中央郵便局

場所 神戸市生田區相生町

設計 郵政省

施工 清水建設神戸営業所

神戸市の特色として、南向の建物は感じがよく陰影の度から見ても非常によい。従つてこの建物の様に北向きのものは寫眞に撮つた効果から云うと随分損をする譯だが、割合にスッキリ見られるのは確に設計のうまさがある。只外部板張りでは、防火上面白くない。之は餘談だが近々、外装をモルタル塗カキ落しに改装計畫中の由

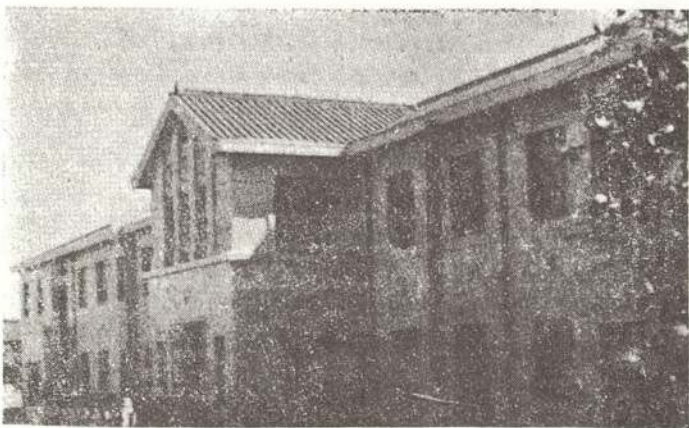


5. 六甲神父館

設計 上智大學グロツバー先生

施工 清水建設神戸営業所

全休の調和が實によく出来て、ゆとりのある美しい建物である。開口部の兩仕舞には非常に注意を拂つてあるのがうれしい。六甲の山並を背景にして戦後神戸に於ける建築中の一異色と云つて好い。



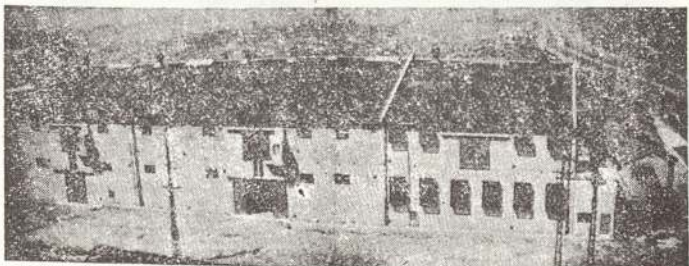
6. 明石市役所

明石市大明石町二丁目

設計 明石市建築課

施工 株式會社熊田工務店

外壁クリーム色リシン仕上げ、屋根、塩焼瓦葺の明るい色調で良く出来ている。正面道路が狭いが近く向側の土地を前庭とする由。欲をいえば玄関のブロックの幅が今少し廣いと一層建物の中心が引立つと思う。



7. 極東倉庫株式會社倉庫

神戸市葺合區北本町三丁目

設計施工 浅間建設株式會社

必要部分に窓を設けた簡潔なスタイルで、その倉庫としての使命に重点を置いた新しい形式、一部に水壓も利用した棉花のプレス機械を設備してある。機能的に考えた設計である。

8. 山口邸

神戸市生田區諏訪山

設計施工 清水建設株式會社

神戸營業所

外觀は地理的環境もあつたので寫眞に見るようなスタイルにして内部は施主の意向で勤寄屋風になつてゐるが、スパニツ シュな面白い建方である。

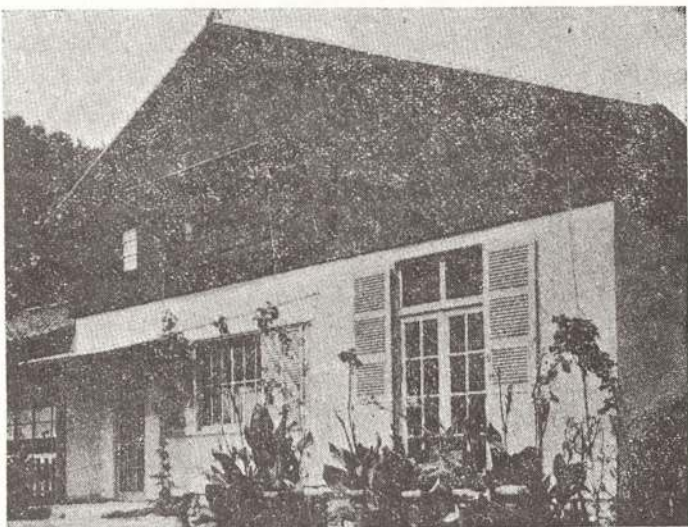


9. 小磯良平邸(画家)

神戸市東灘區御影町

施工 株式會社 大林組

外装が特色な色で畫家の家の特徴が、よく表現されて面白い。寫眞右側の窓のところがアトリエで吹抜になつてその隣の小屋裏を利用してあるが、白漆喰の壁と天井が淡グリーン色ペンキと實によく調和がとれていて美しい。

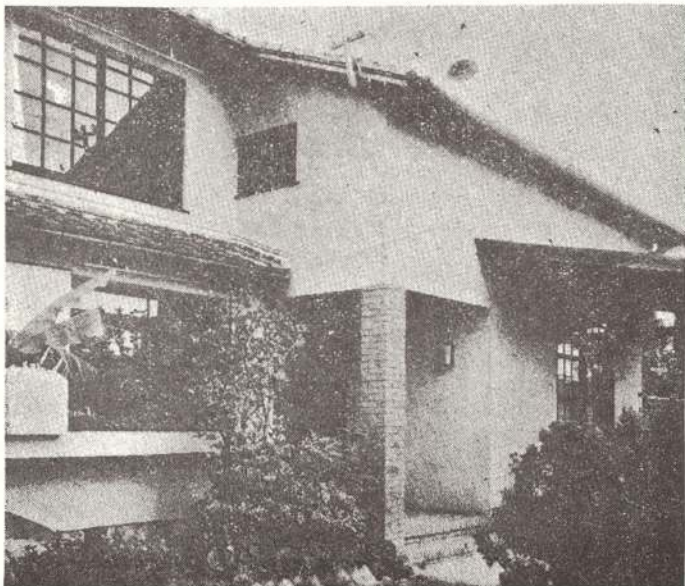


10. 田村孝之助邸(画家)

神戸市六甲

施工 株式會社 大林組

寫眞では正面だけでよく判らないが、スパニツ シュ風の面白い外觀で最近の建築としてはよく出來てゐる。アトリエは天井が高く窓が大きいのので採光は非常によい。アトリエとしての機能がよく發揮されている。



「神戸国際港都建設法」制定にあたりて

長 濱 時 雄

神戸国際港都建設法は先般の第八國會で通過した法律である。第八國會は新しい地方税法を制定するための臨時國會であつて、期日も本年7月12日より31日迄の間にこの法律が衆議院議員103名の共同提案で提出され、兩院を通過したのである。

この法律は一言にしていえば、神戸港を擁している神戸市をその開港以來の沿革と実績を尊重し、その港湾都市としての自然、經濟、社會的條件の卓越していることを高く評價して、これをわが國の代表的な國際港都として名実共に備わるものに建設しようとする法律である。

この法律はその神戸市の開港以來80余年にわたる貿易港としてのかがやかしい業績と現状とその將來性を考慮しこれを國際港都としての機能を充實させ、發揮できるよう各般の措置を講ずることが國際的に極めて重要な意義を持つものであることを強調する趣旨をもつて國會で議決されたのである。

「國際港都建設法」は特に神戸市のために制定され、神戸市についてのみ適用があるものであるから、日本國憲法第95條にうたわれている「一の地方公共団体のみに適用される特別法」にあたるのであつてその制度にあつては、國會の議決の外にその地の住民の投票に付し、その過半数の同意を得ることが必要とされている。

よつて9月20日に神戸市において住民投票を行い、投票總數に對し8割4分5厘の賛成投票を得たので成規の手續を経て本年10月21日頃には制定公布されるであろう。

この法律はその題名が示している通り神戸市を國際港都として建設することを目的とするものである。しかしながら先にも述べたように神戸市は從來とても一般には國際港都として認められて來たのであるから、これをこの法律によつてことあたらしく國際港都として建設するということは無意味に近いとの批判がなされるかも知れぬが、この法律でいつている國際港都という用語は從來世間で神戸のような大きい開港地に對して用いなれてゐたものを法律用語として取り上げたのであり、その法律的な意義としては國際港都としての機能を充分に發揮できるように充實した規模と機構を備えた実体を指しているのである。それ故震災によつて甚大な被害を受けた神戸市を、そのような國際港都の名にふさわしい実質を完備したものと作り上げようとする積極的な意欲と熱

意を盛り込んであえて神戸國際港都建設という表現が取られたのである。

このような事柄について法律を制定する必要がどこにあるのであろうか。それはわが國が新憲法をもつて、世界における恒久平和の理想を実現しようとして、戦争の放棄を中外に宣言し平和を愛する諸國民の公正と信義に依頼してわが國の安全と國民の生存を保持しようとして決意したことと照應するものがあるのである。これまで世界に類例がないといわれる完全な武装放棄を敢行したわが國としては、その平和主義を徹底して、而も國の安全を守り國際社會において名譽ある地位を獲得するためには一つには國際文化の交流を盛んにして文化國家としての基礎を固めるとともに、戦後經濟の速やかな復興を圖り國家としての全般的な經濟的充實を期する必要があるのである。「神戸國際港都建設法」はこの見地において立案された具体的施策の一とも言ふことができるのである。

神戸市をわが國の代表的な理想的な國際港都として建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興が期待されるのである。

この法律は僅に七箇條の短いものであるが、その一條一條が極めて切實な意義を持つものであるから、以下この法律の内容を逐條的に説明すると、

第一條 この法律は、神戸市をその沿革及び立地條件にかんがみて、わが國の代表的な國際港都としての機能を充分に發揮し得るよう建設することによつて貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが國の國際文化の向上に資するとともに經濟復興に寄與することを目的とする。

第一條はいわばこの法律の全体の趣旨を明らかにするところにねらいがあるので、その表現は簡單ではあるが、できる限りこの法律の精神を示すために説明的なものとなつてゐる。その目的とするところは、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、これによつてわが國の國際文化の向上に資するとともに經濟復興に寄與することにあるのであるが、その具体的施策として神戸市をわが國の代表的な國際港都としての機能を充分に發揮することができるように建設するのである。神戸市をかような特別法の對象として取り上げた理由としてはその沿革と立地條件とををかけてゐるのである。ここに沿革という

のは王朝時代における勝古の水門、大輪因泊又は兵庫の津と稱されていた當時からの瀬戸内海の重要港であつた歴史ももとよりではあるが、主として神戸市が慶應3年に開港地として選ばれて以來、逐年發展して外國貿易上世界有数の港灣都市として顯著な業績を擧げたことを指しているのであり、又立地條件というのは、神戸市が地勢の上から日本經濟の中心部である近畿中國地方の門戸をなしているという地理的條件や、港灣として必要な地形の灣入、水深、潮流、海底の地質、風波關係についての絶好な自然的條件その他産業立地について適切な社會的經濟的諸條件を包含しているのであり、これらが神戸市を選んでわが國の代表的國際港都として名実共に備わつたものに作り上げて行くのに値するものとしていることを法律が明言しているのである。神戸市の國際港都としての整備充實は直ちにわが國の國際信用の基礎となり國內産業振興の基盤となるから、貿易と海運の發展に實効を擧げるものであることは言うをまたないところであり、更に一層觀光日本への外客の來訪を促すことにもなり、かくて國際文化の交流を活潑にし、國際親善と平和をもたらし、あわせてわが國の國際收支の均衡を圖り經濟復興に役立つことが期待されるのである。そこに神戸市の將來の發展と繁榮とが約束されるのである。要するにこの法律は神戸市の將來の在り方を規定し、これを理想的な國際港都として建設しようとするものであるから國や地方公共團體その他の關係者は本法の運用についてこの第一條の趣旨とするところを充分に考慮せねばならないのである。

- 第二條 神戸市をわが國の代表的な國際港都として建設するための都市計畫（以下「神戸國際港都建設計畫」という。）は都市計畫法（大正8年法律第36號）第一條に定める都市計畫の外、國際港都にふさわしい諸施設の計畫を含むものとする。
- 2 神戸國際港都建設計畫は前條の目的にてらして、特に外國人の日常生活様式及び事業經營方式を考慮に入れた國際的に高度の水準のものでなければならない。
- 3 神戸市を國際港都として建設する都市計畫事業（以下「神戸國際港都建設事業」という。）は、神戸國際港都建設計畫を実施するものとする。

第二條以下は第一條の目的を受けて神戸市を理想的な國際港都として建設するについて必要な法的措置を講じているのであつて、本條の第一項と第二項は國際港都建設計畫を、第三項は同じく建設事業について定義をしているのである。本條第一項によれば、神戸國際港都を建設するための都市計畫を「神戸國際港都建設計畫」と名

付けており、その内容は二つのものを含むとしておる。その一は都市計畫法第一條に定める都市計畫であり、もう一つは國際港都にふさわしい諸施設の計畫である。即ち神戸國際港都建設計畫は、其本質は一の都市計畫であるから都市計畫法に定める都市計畫の全部を包含していることは勿論であるが、これらの計畫についても國際港都としての特殊性を充分考慮していなければならない、更にこれら以外に國際港都にふさわしい獨特な諸施設の計畫が含まれていなければならないのである。かようにしてそこに神戸國際港都としての特色が發揮されることとなるのである。そしてこれらの計畫がどのような構想から成り立ち、どのような規模のものであるべきかという点については、第二項においてそれが國際的に高度の水準のものであることと、特に外國人の日常生活様式及び事業經營方式を考慮に入れたものであることを要求しているのである。この二点は國際港都であるところから當然に要請されるところを明示したものであつて人情風俗を異にする外國人に對して、それぞれのお國振りを發揮させ、その日常生活を居心地よくさせることは勿論、事業についてもその本國の經營方式を取り入れて自由闊達に活動することのできるよう配慮して計畫されなければならないし、それらの計畫が國際的に高度の水準のものであることを必要とするのである。國際港都建設計畫についてはここに述べた以上には具体的に何らの規定もおかれていない。國際港都としての雄大な構想と精緻な規模とは、ひとえにこれをこの法律が施行されてから後の神戸市の市長を主動力として神戸市民並びに國及び地方公共團體の關係諸機關の協力と援助とによつて漸次に明確になされるものである。

第三條 神戸國際港都建設事業は、神戸市の市長が執行する。

- 2 神戸市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び關係諸機關の援助により、神戸市をわが國の代表的な國際港都として完成することについて不斷の活動をしなければならない。

神戸國際港都建設計畫及び建設事業は、その本質は都市計畫事業であるから本法第七條の規定により原則として都市計畫法及びその特例を定めた特別都市計畫法が適用されることとなつてゐる。従つてその建設計畫は建設大臣が決定し、その事業の執行は國の機關としての立場において行政廳があたることとなつてゐる。然しながら日本國憲法が特に地方自治の本旨を強調していることをかんがみるときは、地方公共團體の建設計畫について、このように國家的規整を加えるという都市計畫法の基本的な考え方は大いに検討し吟味する必要がある。今にわ

かに都市計画法の基本的な構成を改めることには困難があり時日を要するので、その解決は都市計画に関する法制全般の問題として今後の研究にまづこととし、当面この神戸国際港都建設事業においては、その執行を神戸市の市長のみに限定したのである。この点は神戸国際港都の建設は一神戸市の観点から論ずべきでない國家的事業であるが、一方地方自治の原則は一步も譲るべきでないとの考え方に立つてその間の調整を圖つたものである。この場合の神戸市の市長は、建設事業の執行の直接の責任者として神戸市の住民の全面的な協力と國及び關係諸機關の援助により、神戸国際港都の完成について集中的に努力し不斷の活動をしなければならぬことが法律上の義務として課せられているのである。

第四條 國及び地方公共團體關係諸機關は、神戸国際港都建設事業が第一條の目的にてらして重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

本條は神戸国際港都建設事業が貿易、海運及び外客誘致を一層振興し、わが國の國際文化の向上と經濟復興を期する上に重要な役割を果すものであるから、國はもとより全國の都道府縣及び市町村のすべてにわたり、かりにもこの建設事業に關係を有する官廳公署等の諸機關はこの事業の促進と完成とにできる限りの援助を與える義務のあることを掲げて、其注意を促しているのである。このうち國の關係諸機關としては、建設事業が一般の都市計畫事業にあたるものを包含した極めて廣汎なものであるからその範圍としては、行政機關については關係の度合の深淺の差こそあれほとんど中央各省の全部に及ぶものであり、それらの地方出先機關と共に最大限の援助が要請されているのである。その方法や内容については具体的に示していないが特に本條が置かれている趣旨からして激勵、助言、献策又は技術の提供等の精神的なものから物資の調達、斡旋、資金の貸付、助成金の交付その他の豫算上の措置等の物質的な各般の援助がなされなければならないこととなつている。本法では次の第五條と共にこの建設事業に對する法律的な保護助成の措置をにかけているのであつて、第一條と本條とは相照應してこの法律の骨子をなしているのであるから、これを堅視することはこの法律の意義の大半を否定する結果となるのであるから、關係者のこの点についての深い認識が要望せられるのである。

第五條 國は神戸国際港都建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、國有財産法（昭和23年法律第73號）第28條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體に對し普通財産讓與することができる。

本條は國が神戸国際港都建設事業の促進と完成を援助する具体的な方法を定めたものであり、前條に示された國の援助義務の履行方法の一つを規定したものであるといふことができる。國即ちこの場合には大藏大臣は、神戸国際港都建設事業の用に供するため必要があると認めるときは、國有財産法第28條の制限を受けることなく、その事業の執行に要する費用を負担する公共團體即ち神戸市に對して國有財産中の普通財産を讓與することができることとしている。國有財産はいうまでもなく國の財産であるから、これを讓與即ち無償で讓渡するということは特

別の場合における例外的な措置でなければならないことは當然であり、財政法第九條が國の財産は法律に基く場合を除く外は適正な對價がなくては讓渡してならないと定めているのは、この趣旨を明らかにしたものである。

本條はこの國有財産の讓與の場合に定めた厳格な諸制限を受けることなく、普通財産を讓與できるものであることを法の明文をもつて示しているのである。

第六條 神戸市の市長は、神戸国際港都建設事業の進行状況を少くとも6箇月ごとに建設大臣に報告しなければならない。

2 内閣總理大臣は毎年一回國會に對し、神戸国際港都建設事業の状況を報告しなければならない。

本條は神戸国際港都建設事業の状況を所管大臣及び國會に對して報告する義務を規定しており、その義務者の一は神戸市の市長であり他は内閣總理大臣である。神戸市の市長はこの建設事業の執行者であり、第三條第二項に示されている通り國際港都の完成に不斷の活動をなすべきであり、その努力の結果ともいふべき事業の進行状況を年2回6箇月ごとに建設大臣に報告することが要求されており、内閣總理大臣は所管の建設大臣の調査等に基いて毎年一回國會に對してこの事業の状況を報告しなければならないとされているのである。内閣總理大臣の報告は事業の状況全般についてなされなければならないのであつて、事業の進行状況はもとより、この法律がいかに行われているかを國民の代表的をもつて組織されている國會に報告することによつて、この建設事業の推移を國會の國政審議の對象に供する趣旨が盛られているのである。

第七條 神戸国際港都建設計画及び神戸国際港都建設事業について、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和21年第19號）及び都市計画法の適用があるものとする。

神戸国際港都建設計画及び同建設事業がその本質は都市計畫であり、都市計畫事業であるところから、本法に特別な規定をおいた場合即ち第三條から前條までの特別に該當する場合の外は都市計畫法及び特別都市計畫法がそのまま適用されるものであることを注意的に掲げているのである。

附 則

1 この法律は公布の日から施行する。

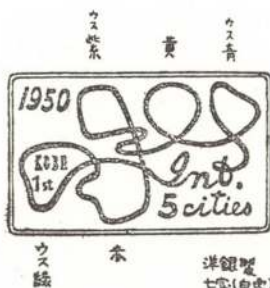
2 この法律施行の際現に執行中の神戸特別都市計畫事業は、これを神戸国際港都建設事業とみなす。

3 この法律は、日本國憲法第九十五條の規定により神戸市の住民の投票に付するものとする。

附則第一項はこの法律の施行日を規定してゐる。本法公布の日には住民投票において過半数の賛成を得て法律が確定的に成立した後、所定の公布手續が取られた日、即ち10月21日となるのである。

附則第二項は現に神戸市において行われている特別都市計畫法に基く神戸特別都市計畫事業を、それが從來から神戸市の特殊性を尊重していた実績を認めて、経過的措施としてこれを神戸国際港都建設事業とみなし、引き続きその進行を圖り、又本法の規定を適用することを示したのである。

附則第三項は本法が日本國憲法第九十五條という特別法にあたるものであることを宣言し、憲法九十五條にいう住民の投票は神戸の住民の投票に付すべきであることを法文上明かにしているのである。（筆者・神戸市助役）



神戸市民スポーツセンターの

計画について

三 田 一 男

神戸市民スポーツセンターとして港都を特徴づける室内競技場が生れ様としている。その原案作製にあたつて私として許される限り忠実な中間報告をしたいと思う。

建物は神戸博において第一生産館として使用せられた既設の鐵骨造建坪 1017.5坪のものである。元々飛行機の格納庫だつたものを移轉改築したもので競技場として充分な規模ではない。既に上げられてはあるが中央梁下で9米の天井高はこの程度の規模に對して充分とはいえない。スパンも柱内法で 39.32m で相當以上に苦しい。先づ競技フロアの決定の爲に神戸市体育協會としては各種目の意見を綜合して一應 30m×52.5m と云う寸法を中央にとること出發することになりAタイプの平面を提出した。其の後Bタイプを考えてみてはと云う空氣も起り根本的に再出發する必要を感じて——此の場合考えられる三つのタイプを提供して比較検討することになった。

ここで觀點をスポーツ界の動向に轉じて見よう日本バスケットボール協會理事の資格で來神された中山克己氏の談では帝都における動向は一般の關心がプロ野球偏重の状態から轉じて各種目それぞれかなりの觀衆を集め得る傾向が出ているとの事で、この事はアマチュアスポーツ界にとつては健康な嬉しい現象である。更にリクリエーションスポーツの普及も考える時、フロア比率の問題は「踊る阿呆」と「見る阿呆」のどちらに重点を置くかと云う事で、加うるに經營管理の事と其の上神戸市としては多少共公會堂的な使用も考慮に入れたいとあつては中々の議論のある處である。

議論と云うものは國會で演ぜられているのが本格的なものとは限らないと云うことを、私は理事會の回が重ねられる毎に痛感して來た。先づ既設のプールにしてもしつかりしたものだが、大阪の

扇町にあれだけのものが出來た以上ケチな競走意識をさせてそのスタンドはあつさりと恰好をつけ室内競技場の方は幸い神戸が先に名乗りを上げた以上、阪神間の他に必要を感じない程度のものにしたしたいし、又地理的な關係からもそうあつてしかるべきだと云う——一つの原則論迄押し上げられた事は神戸市としてその位のプライドを持つべきだとも云えない事だろうか。この線を押し進めて行くとBタイプを徹底せしめてメインスタンドオンリーで觀衆本位に行きたい事になる。が東京の例を見ても現状でそこ迄考えることは飛躍が大き過ぎ、更にメインフロアの考え方も目下アメリカで擡頭しつつあるインドアー陸上に迄巾を延す時必ずしも狭いもので足れりとするわけにも行かなくなる。この様な觀點からAとCの二つのタイプが残る（資料集成にあるバスケットボールのコートを平行して並べることはインドアーではホイッスルの混同の爲練習以外には使えない）Aタイプは肝心のサイド席の収容力が落ちるのをギヤラリーによつて解決しようとした。この場合フロア高を地盤面より30cm乃至60cm下りにしないと

——カットの説明——

新しく生れた五大都市体育大會のマークに私の提案したデザインが採用された。神戸、大阪、京都、名古屋、横濱を色分けして各市の舊市の形を單純化して地理的な相關位置に置き INTER の文字でつないだ。京都と名古屋の間でシヤクツタのは距離感を出そうとした處一。全体の行き方としては此の大會の性格をよく考えてやや常識的でない方則をとり上げた。この様な形が旗やバツクル等になる時本來のプロポジションは寫され難い。原案では面積比率迄一應は考慮してあるが、主催市の部分が自然大くなりやすいことは確かな事だ。それでも大衆は見間違ふ事もあるまいし、又変形の程度もスポーツマンシップを信じてよい筈だ。それでよいのではないだろうか、私は決して皮肉を藏してデザインしたのではない事をお断りしておくと同時に、大方の賛否酷評を給らんことを——。

可視線が苦しくなる。兩タイプには色々と長短がありハッキリとした軍杯を上げる事は中々であつた。處でCタイプの長所としては將來Bタイプへの移行が不可能でないと言う事ではなからうか。私はこの点を押して奨めた結果、理事諸士の理解される處となつてCタイプを採用することになつた。後は條件によつてまとめ上げるまで目下設計中の爲發表の段階迄達しないのが残念である。且内部席の倉庫よりの出入れには特種な椅子の形と台車を考慮しなくてはならないと考えている。

大略以上の様な経過で、委員諸士の中には此建物の當初から非常な努力をされた方もあり、その實績の上に立つと云う世上當然のことも強いて主張されず活潑な意見交換の回を重ねる毎に一つの

ものへ押し進めて行かれた空氣に接して教えられるものを感じた。更に私の取つて來た態度として建築以前の問題は共々によく考え抜き根本的な方針が決つた後は建築家の側において責任をもつて信ずる處を行えばよいのではないかと信じている今後各方面のセクショナリズムが起る様な事なく完成に至ることを一スポーツ人として衷心より祈念する次第——。(25. 9. 23. 記)

収容人員について、椅子席距離は75cmとし巾は一人當り45cmの計算による。實際にはもう少しつまるのと立見席を考えに入れると表記人員をかなり上廻ることになる。

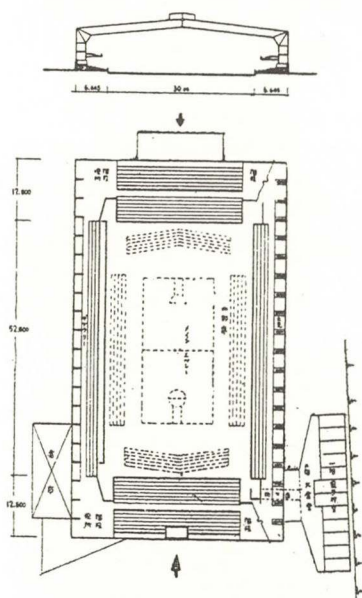
(筆者・三田建築事務所長)

各案比較 床面積 本館 1017.5坪

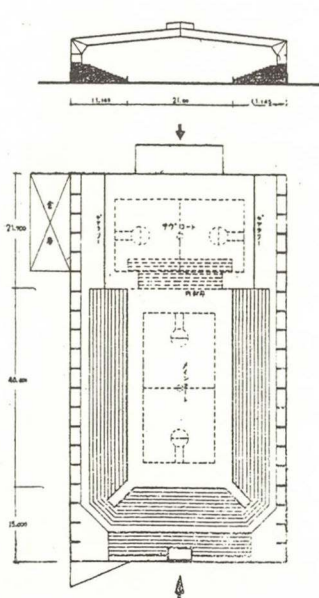
A コート 面積	476.0坪
スタンド //	541.5坪
ギャラリ //	178.0坪
収容人員	
1 階サイド	800人
妻	1,215人
ギャラリ	600人
計	2,615人
コート内部席	870人
總合計	3,485人

B コート 面積	452.0坪
スタンド //	478.5坪
サーグコート	
脇ギャラリ	87.0坪
サイド	1,600人
妻	760人
計	2,360人
コート内部席	250人
總合計	2,610人

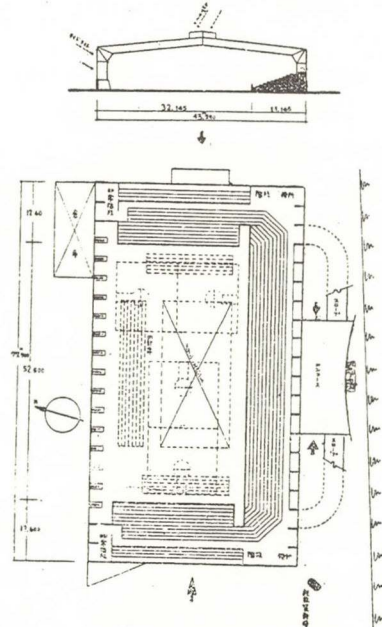
C コート 面積	508坪
(柱下バットレスを含む)	
スタンド //	509.5坪
サイド	1,060人
妻	1,500人
計	2,560人
コート内部席	750人
總合計	3,310人



(A) TYPE



(B) TYPE



(C) TYPE

旭ガラス尼崎工場の特殊擴築工事について

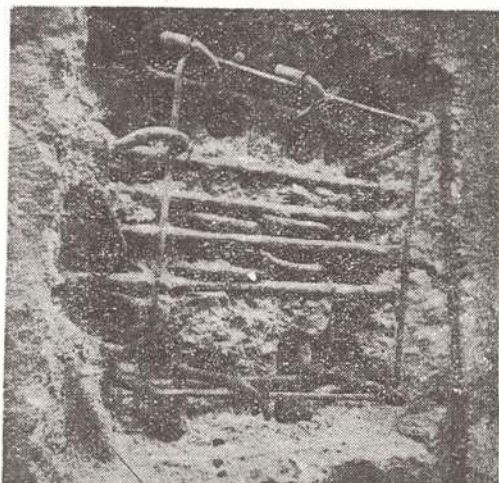
棚 橋 諒

尼崎一帯毎年數廻づつ沈下して行くために、どこの工場も高潮になやまされて、防潮堤を作つたり敷地のかさ上げを行つたりして対策を講じてはいるが、ジーン台風でも相當の工場が浸水で損害をかうむつたのである。各工場がこのために毎年すい分の金を使つてゐるが、國家全体としても尼崎から大阪南部にかけて充分の防潮工事を全体として計畫實施することは日本の産業を守るために是非必要なことを痛感するのである。

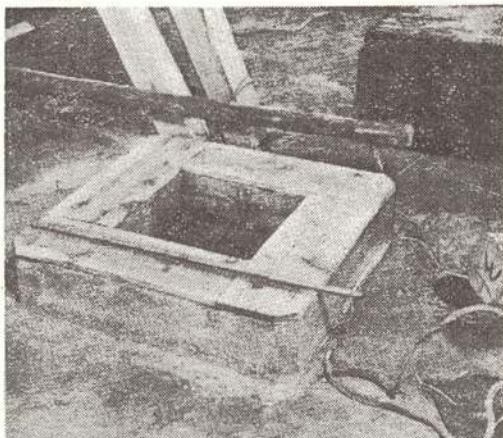
旭ガラスの工場も御多分に洩れず地盤沈下のために悩まされて、一部の製品倉庫の上へのつぎたしを行わねばならない様になつた。

在來の建物と云うのは一階が鐵筋コンクリート造でその上に鐵骨石棉波板ぶきの二階がついてゐるのであつたが、今回從來の鐵筋コンクリート一階の上に更に鐵筋コンクリートの二階をつぎ足し今まで二階であつた鐵骨上屋はそのまま三階へもち上げると云う工事を行うことになつた。私がその計畫に參與したのは主として二階の鐵筋コンクリート部分の新築に關してである。

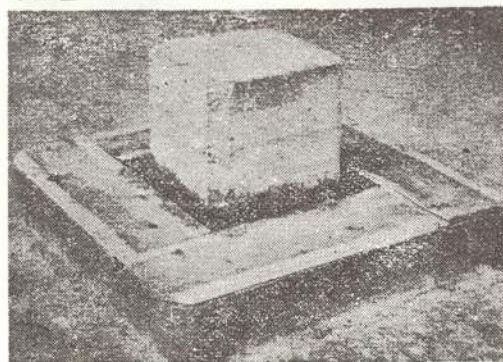
こう云う上への建てましについて最も困難なことは、上の建てましする架構を下の架構に剛にとりつけると云う事である。もし剛にとりつけると云う事に固執するならば、下階の柱主筋と上階の柱主筋を力をつたえ得る様に結ばねばならない。上階の主筋をたとへ下階の主筋に熔接するにせよ下階の柱頭のコンクリートを相當にはつらねばならないし、又主筋をコンクリート中にアンカーするつもりならば更にはつりの仕事は大きくなる。處が柱頭をはつると云うことは下階の最も力のかかるところをはつることになつて危険で實行し難いのである。従つて私のここで採用した方法は上階の柱脚はヒンヂに近いものにとると云う事であつた。勿論鐵筋コンクリートで完全なヒンヂを作ると云う事は特にどちらの方向に對してもヒンヂにする場合には殆ど不可能に近いので、要するに



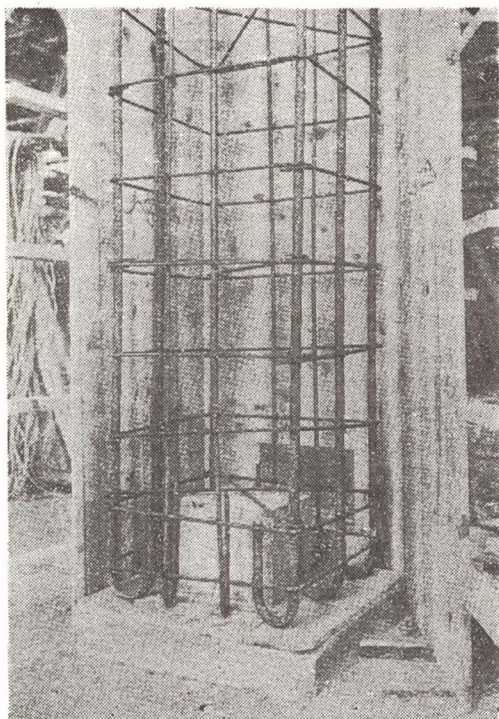
第1図



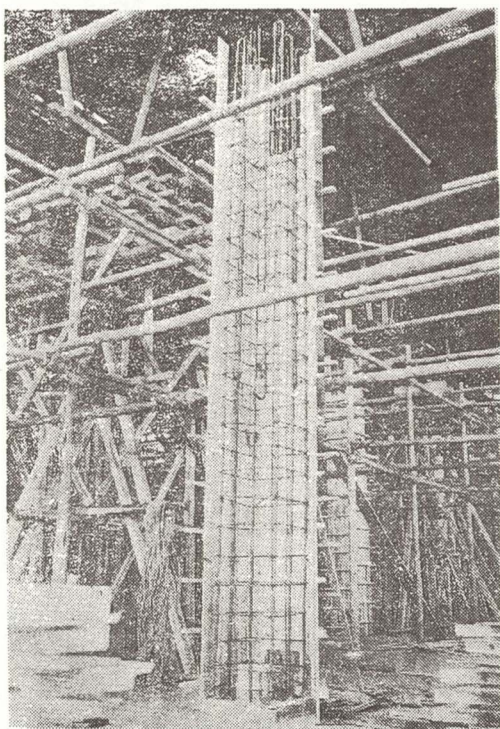
第2図



第3図



第4図



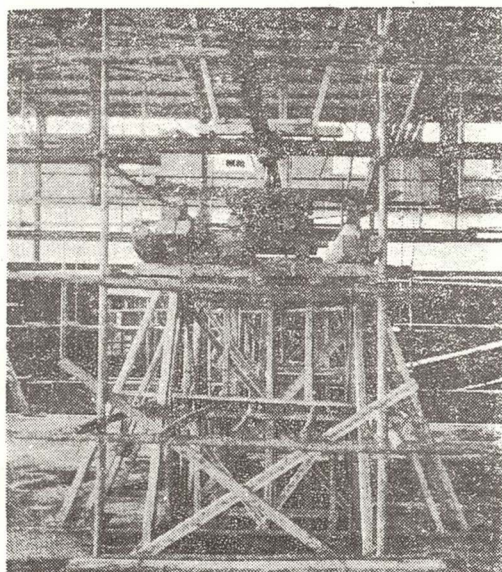
第5図

ヒンヂに近い構造にして上階からの曲げモーメント、特に地震時の曲げモーメントを下階につたわらぬ様にするに云う事に力をおいたのである。

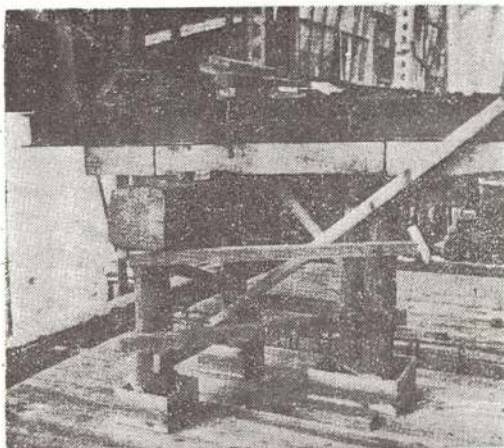
乃ち第1圖にその状況を示す様に、柱頭にあたることを大略7程程度はつつて大梁の上端筋があらわれる様にして、これに緊結してフープを一本配し、第2圖に示す様にこの部分に柱座になる様に且つコンクリート太柄の入る様な部分を作つた座をコンクリート打ちした。次に第3圖に示す様にコンクリート太柄を埋め込んでその周囲をモルタルづめをした。次に第4圖、第5圖に示す様に太柄を柱脚で包む様に柱主筋を配して、これからコンクリート打ちをしたのである。この際に前の柱座の上面にある木板はそのままにして、柱は断面の小さい太柄のみによつて下階と結合せられる様にして、ヒンヂに近い構造として、過剰の應力が下階につたわらない様にしたのである。

鐵骨上座は第6圖に示す様にコンクリート柱の打たれるところを逃けて木枠を組み上げつつチャッキで上げ、最終には第7圖に示す様にそれらの假支えのところを残してコンクリートスラブ打ち工事を行つて、後鐵骨上座を下けて柱脚をアンカーしたのである。第8圖は鐵骨上座が上げられて二階のコンクリート打ちをする際の全景である。

太柄は16mmφの鐵筋8本、フープは9mmφと3cm P 断面20cm×20cm:長さは30cmである。



第6図



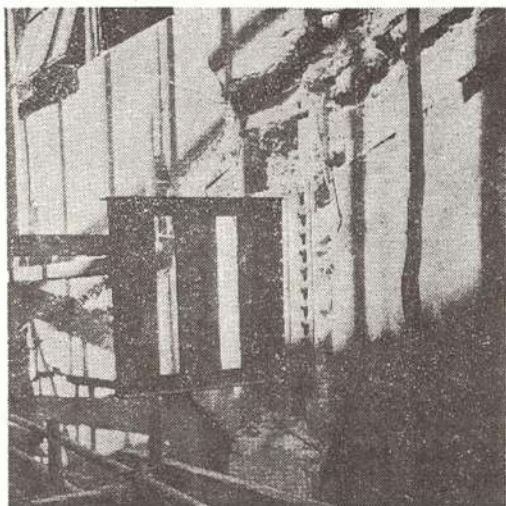
第7図



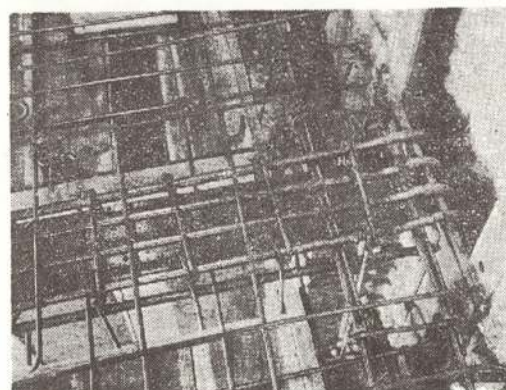
第8図

下階の構造はその設計圖を調べて充分安全であることを檢した。

尙この建物は隣接した建物と結合せられるのであつたが、隣接の建物は柱梁鐵骨がこれをコンクリート被覆したものであつたので、第9圖の様に鐵骨柱にボルト締めにして格子梁形のブラケットを出し、第10圖に示す様にこれを包んで梁主



第9圖



第10圖

筋を配し、大梁の隣接建物の柱への取つけとしたのである。

(筆者・工博、京大教授)

サツシュ・ドアー・シャッター
鋁金製品・自動車々体
部品・車輛・發動機

日本建鐵株式會社

大阪事務所	大阪市西區江戸堀上通二ノ五七
	電話 土 佐 堀(44)2188 番
本 社 及	東京都荒川區三河島七ノ七八〇
東京工場	電話 下 谷 8155~8159
中川工場	東京都葛飾區奥戸本町一〇〇〇
	電話 本 田 190, 196, 1018
船橋工場	千葉県船橋市海神町二ノ三五〇
	電話 船 橋 509~511
丸ノ内	東京都千代田區丸ノ内二ノ三
營業所	三菱新館内電話丸ノ内973, 4501

HANGER
J.O.J.

建 築 (JOT) 金 物

ドアーハンガー

工場・倉庫・ガレージ
の扉に御使用を御奨
め致します。

吊下げ重量
1号-60kg 2号-100kg

(全國有名金物
店にあります)

J.O.J 印ドアーハンガーは車軸の周圍は鋲焼
入ローラーベアリング裝置になつて居ります
から丈夫で扉の開閉が軽く取付には吊下げを
自由に調節できます。

製造元・大阪・大同鑄造株式会社

阪神パーク復興建設 工事に就いて

真 口 愼 夫

阪神電気鉄道株式会社は甲子園一帯の經營を夙に甲子の年より始め（甲子園と命名した所以）、永年に亘り文化住宅地として開發すると共に諸運動場其他種々の施設を此處に建設直營して文化向上に努めて來たのである。健全教育娛樂施設としては戦前甲子園演約二万八千坪に阪神パークを經營し、世人にも良く親しまれてゐた。大東亞戰勃發に際し他の多くの施設同様に強制買上され惜しくも昭和18年4月12日限り閉鎖、一物残さず破壊し去つたが、「輝く日本博」開催跡を轉用した發祥以來十余年間研究充實に専念してゐたので、末期は動植物園的にも遊戲娛樂場的にも完璧に達し、建築物にも鐵骨、鐵筋混凝土造水族館等優秀なものが揃つて、施設東洋一を誇つてゐた。

終戦後一般兒童の生活環境俗惡不明朗化に鑑み、最適の福祉施設たる阪神パークの再興を第一に樂望したが、元用地の接收解除見込無くて悩んでゐた處、昨年4月に至り兵庫縣當局と地元鳴尾村の御協力を得、新に同村内腹島地内の土地一万九千坪の提供を受け再建の機に恵まれたのである。

阪神パーク復興建設工事の綜合企畫

暫くして社内に阪神パーク復興建設委員會が組織され企畫室を中心として建築・土木・造園・營業其他各部門代表が之に參画した。此の委員には舊パーク經營經驗者も技術陣も豊富なので、事情に明るく皆自信満々であつた。委員會は綜合遊園の全体プランニングと全豫算編成を擔當し、各部門に實行分擔を定めて後は建設官廳に當つた。

其の活動經過は略述するが、會合十數回を重ねて構想を練りに練り、最後にプランの基本案（開園迄にする施設は勿論引續き行う第二次施設も將來の豫定も含む）を決定したのは8月末だつた。

開園目標は兒童會館の竣功多少遅るとも昭和25年4月と豫定した。

企圖した構想は各部門に引繼がれて互に連絡を保持し夫々建設實施を急ぎ、忠實に表現に努めたので完成の姿が良く物語つてゐる。

建築物の企畫設計と工事經過

建築課が擔當した建設工事には第一次として兒童會館正門・喫茶食堂の三主要建築物の外大小建物約20棟並に噴水塔・ラヂオ塔・門扉橋・禽獸舍等一式あり、變り種に子供汽車トンネル（車庫）や兎の家等玩具的なもの迄あり、第二次として猛獸舍・象舍等動物の入手事情に従う數棟の豫定があつた。斯様に施設の大半は當課の責任に懸つた上、主な建物は勿論小さい兎の家に至る迄デザインを輕視出來そうなのは殆んどなかつた。

其の建築物個々の平面計畫やデザインは當課の仕事で自由であつたから、設計上の抱負も多かつた。即ち環境と兒童綜合遊園に相應しい清礎且つ明朗な近代感覺の建築物を供し度い事。主要建築物や噴水塔の如きシンボリックなものは特に貧弱なものに仕度くない事。建物は或程度將來性を考え余裕を持たせ、直ぐ増築の必要を生じて構造や外觀を損う様な事態を未然に防ぎ度い事。又喫茶食堂便所等は衛生施設に万全を期し度い事等々。然し件數多い上開園迄半年余しかなかつたので充分案を練り兼ねたものもあつた。

建築に與えられた第一次豫算は二千万圓であつてこれも十分ではなかつた。其の割付にも苦心をしながら、委員會の基本方針に沿ひ抱負を盛つてスケッチを急ぎ順次委員會・役員の諒解を得て本設計に移して行つた。設計係一同協力奮闘の結果11月頃より逐次豫算迄完結、次々に指名競争入札に附し得たが、主な建物程自然遅れを生じた。皆十分に設計したので豫算は總てに苦しかつた。

設計は斯様に直營を主義としたが兒童會館のみは、件數過多と期間の制約に依る手不足で杜撰に落ち入る懸念を防止する爲又外部専門家の意見を問う爲、當方作製の平面断面スケッチに多少の修正と外觀デザインを求めて指名懸賞募集し、其の最優秀者に應援を依頼、全案に尙修正を加えて本設計を進めた。完結は本年2月末に及んでゐた。

建築企畫に於いて一方出願と資材問題に悩んだ。工事末期には總て反對現象になり笑止の沙汰だが、何等公園造成に就いて此の面に束縛のない他の部門には解せられぬ苦惱であつた。建築は必ず願届を要する上、當時建築面のみの束縛と斷言出来る臨時建築制限規則（主要資材は木材の外尙統制で此の種建築には割當見込薄く且つ鐵材は古材以外使用禁止と規制）があつて、常識的に半年かかる出願手續を経て資材面を合法化の上着工許可になるのであつた。工程は此の出願期間を没却されて居り當然手遅れを來たしてゐた。

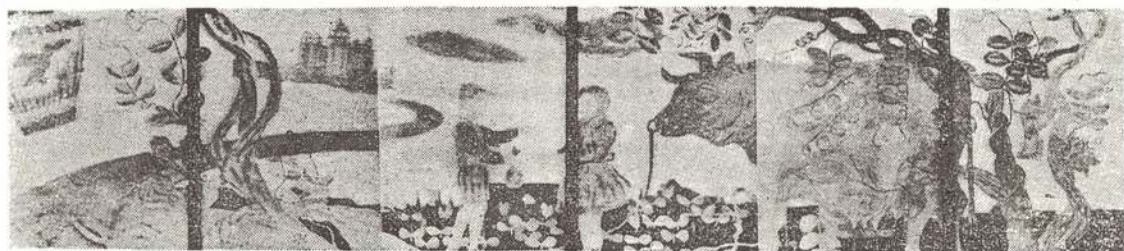
（46頁へ續く）



おこさまの楽しい遊園

象のあき子さん、きく子さん
豹のいさむ君、虎のたけし君
みんなそろって元氣です。
お猿の島はなかまがふえて
てんやわんや です。

阪 神 電 車



SAND BLAST ETCHING GLASS

池 田 金 之 助

硝子彫刻の製作法に就いては今更説明する迄もないが、大別して押型（プレス）切子（Cutting）彫刻硝子（Graverwer）練物（バード・ド・ペール）砂吹付（Sand Blast）薬品彫刻（單なるエッチング）瓦斯硝子細工など工藝品として、各々優れた技法と特長を持つ加工法が有る。然し立体型のものでなく平板硝子に圖柄や文字を刻み、表面より浮彫のような効果を得るには、薬品エッチングとサンドブラスト・エッチングに依るしか現在の處方法がない。況して大判の板硝子面に意の儘の構図を描出するには能率的な砂吹付法に依る製作法が最も適當で有る。尤も其製作法の中にテクニクとして薬品腐蝕を併用して更に美しい効果を上げるのを普通としている。

元來サンド・ブラストの起源と、日本への傳來は米國で1870年頃草原の住宅の窓硝子に砂塵が風で吹付けられ、何時の間にか其の砂の爲に瑕が付いて曇り摺硝子狀と成り、金網の被せられていた部分だけが金網の模様に残つたり、硝子の面に木の葉が付着していた部分には、其の木の葉の形が残されていたなどが發案の動機だつたと傳へられている。日本には1920年頃に技術と機械が輸入されたと云う事である。

砂の人工吹付法には（1）壓塞空氣による法（2）水蒸氣で吹き出す方法（3）砂の自重で落下させる法など有るが大きな作品には（1）の方法が最も多く使用され能率的でも有る。

製作過程も從來は木判畫製作法のように分業的に行われていた。即ち図柄（原畫）の創業製作を

擔當する人、硝子にゴム狀の覆護物を塗附し、原畫をトレースして其覆護物に轉寫しメスで型切りする者、更にそれを機械に掛けて彫刻するものと大別の行程を経て製作されて來たもので有つた。私は畫家の立場から此分業的な製作過程では作者の意図が充分再現出來ない事實を痛感して、作家自ら覆護物を塗る事も（其薬品、材料の調合も塗附方法も彫る時に大いに影響が有る）型を切る事も、機械に掛ける事もすべて一貫して同一人が製作する方法を採つた。結果は豫期していた如く作品に原画に見ると同じ各自の個性が再現され常に新しい技法と案出を勵まし合つて研究が續けられるようになった。従つて工房の人達は全部が繪筆を持ち、メスを持ち、機械を操作出来る。

私は何とかして此分野を繪畫藝術の領域迄引上げ發展させたい希望と期待を持つてゐる。ノーズル（砂の吹出口の金具）は筆で有り、砂（金剛砂）は繪具が匹敵する。此改良、使驅、選別は作品面に又其表現に實にデリケートに作用するもので有る。金剛砂は現在60番から150番迄五種類に分けて使用し、ノーズルは鐵製の口徑1.5耗から8耗迄を適宜に使ひ分けて研究しているが、これとても油繪用のペンティング・ナイフの如くセルロイド製、ペークライト製品、亦ゴム製などを作らせて試みたら更に新しい感覺の彫刻効果が發見されようと思うので有る。

（カット寫眞は 阪神パーク児童文化會館入口欄間）
（デザイン・阪神電鉄施設部建築課 製作・琴港堂）



今回の阪神パーク會館の仕事は連続した一枚の繪としてのエッチングでは戦前戦後を通じて、おそらく日本最大のものと思われる。まして5耗硝子を2枚合せ其特異な効果を新たな技法で試みたのも本邦最初であらう。納期其他の事情で一人で擔當製作する事が出来ず丁度6名の共作と云う結果に成つた。完成後の成果は誠に冷汗であるが、

然しあれだけの大作に依つて私達がすべての面であれだけの勉強が出来たかは計り知れない尊いものが有り、阪神當事者の諸彦に何よりも御禮申上度い。更に一層の勉勵と精進に依つて各位に御報恩する事を皆んなで期している。

(筆者・琴港堂主宰 日展洋畫無鑑査)

兵庫縣下の古建築概観

野地修正

兵庫縣下の國寶建造物の数はかなり多く、未指定のものでも注目に値するものが少くない。ここでは主なものについて略説しよう。

1. 佛寺建築

歴史は古いが、はじめて遺構に接するのは平安後期においてである。すなわち、

鶴林寺太子堂	加古郡加古川町
鶴林寺常行堂	〃
一乗寺三重塔	加西郡下里村
如意寺常行堂	神戸市垂水区榎谷村

がこれであつて、中にも注目すべきは一乗寺三重塔婆である。その建立が承安元年であることは覆鉢銘に明らかであるが、その形式手法がそれにふさわしい性質を現わしている。すなわちだいたいにおいて醍醐寺五重塔以來の塔婆建築の構造形式をおそうたものであるが、なお新味も多く、料拱が大支拱の制から成つており、三層の屋蓋曲線に起りがあり、初層に縁をめぐらしていることなど、この塔婆の特色というべきである。つまり平安から鎌倉への過渡期に屬して、建築主潮の推移を語るとともに、細部手法の變遷を明示して余すなく、あたかも當代建築の一代表たるの觀があるのである。平安末期の鎌倉和様出現にさき立つ間の事情を解明すべき好箇の資料として、また逸すべからざるものである。各階の落ちを加減して表現に變化あらしめた手際もさすがであるといわねばならぬ。

太子堂は内部東側に厨子一様上鎌倉時代ではないかと思う一を設けて聖德太子を祀つていたので、かく呼びならされているが、本來法華堂であつたことは古記録にも見えており、西側の常行堂と結びついていわゆる「担い堂」を形作つていたのである。そしてそれが天台宗伽藍の通有性となつてゐる。太子堂は外觀すこぶる優美な建築であるが、内部もまたこれに照應して興趣深いものがある。ことに須彌壇の後壁や板支輪に描かれた佛画は—今はほとんどはく落してわずかにそのなごりを留めてゐるにすぎず、その点いささか物足らぬうらみはあるが—内陣天井の中央に吊下された天蓋などとともに看過され得ないところで、時人の好尚を今にみる觀がある。が常行堂の方はこれにくらべるとやや劣る感じがある。年代にも多少開きがあるようで、その関係はといえば、前者が先出、後者は後出ということになると思うが、なおよく時代の特色を現わしている。近時瀧寶保存法にもとづく修理を経て旧態に復することを得たが、結果に關しては疑問の余地もあるようである。

如意寺の常行堂は新發見のものである。一部に後補もあるが、これが平安末期を降らぬことは、須彌壇・天井等にみられる様式、柱・檼・丸桁・肘木等が大面取りになつてゐる点、論治榼の手法などから推定されるのである。その数の少ない平安後期の建築として、また注意すべきものである。ただ軸部に後世の補修が多く、いちじくしく旧觀を損じてゐるのは、惜しみても余りあるとこ

るである。

鎌倉時代の遺構としてまず指を屈すべきは、

淨土寺淨土堂 加東郡小野町

であろう。関係者はいうまでもなく俊乗坊重源で、醍醐寺經藏の失われた今は、東大寺南大門とともに天竺様の双絶ともいふべきもの、建久五年の創建にかかり、多少手入もあり後補の部分もあるが、だいたいにおいてよく當初のおもかげを残しており、わが建築史上に一新生面を開いている。三手先の挿肘木や遊離尾桷を用いた軒の構造、一重で反りのない角桷、内部の化粧屋根裏の構築等、その素樸雄勁な性格はさすがに天竺様である。べつに建久四年の類作として藥師寺があるが、さまでの古建築ではない。様式に見て室町時代の再建とみるべきであろう。

和様としては、

大山寺本堂 神戸市垂水区伊川谷町

がある。寺に弘安八年の勸進帳を蔵している。様式上からもその頃のものであることを矛盾なく肯定している。これを唐様とみる向きもあるようで、げんに兵庫縣瀧岡園録や古建築精華にそう書いてあるが、私はこの説には反対である。唐様というのは外部の棧唐戸や、料拱の一部を指しているのであろうが、後補の部分をもつてそう見るのはどうであろうか。なお同寺には仁王門がある。普通に室町時代と説かれているが、根據は確定的ではないようで、それにはなお再考の余地がある。内容からみて鎌倉の要素をもつこの門は鎌倉末のものであるとしても差支えないと信ずる。べつに和様として、

円教寺大講堂・鐘樓・金剛堂 飾磨郡曾左村

彌勒寺本堂 飾磨郡菅野村

等が数えられる。円教寺大講堂は、寺記によると元弘二年の再建と伝えられ、内陣を土間・外陣を板張りとして両者の區劃を嚴にしたのは、延暦寺根本中堂・圓城寺金堂などと相通ずる天台宗佛殿の現われとすべきである。その内容形式が注意すべきである上に、それがこの種天台宗佛殿の最古のものであるという意味においても、また建築史的地位の高いものというべきである。彌勒寺本堂は康暦二年の建築と伝え、向拜に後世の修補がみられるほか、あとはほとんど當初のままで、軒支輪及料拱、開放せる外陣の蓑殿、内陣の天井廻り、須彌壇等、隨所に新機軸を出していることは、この建築の特色というべきであり、しかも破たんのない点からみても、建築家の手腕のほどがうかがわれる。小堂ではあるが優作と認むべきもの、この堂のもつ形体の妙味はけだし觀者をして魅了せずにはおかぬであろう。円教寺食堂・同常行堂・如意寺三重塔・同文殊堂の諸堂も未指定ではあるが、や

はり當代の遺構として看過し難いものである。(もつとも常行堂については多少問題もあるので建立年代の詳細は後考をまつこととして一應ここに入れておく。)中にも如意寺三重塔は、相輪が天保年間の改鑄になるほか、木部には後補も比較的僅少で、軒出深く各層の落ちも大であつて、けだし名作の名をもつて許すことができよう。創建は至徳四年で、鎌倉末から室町初えかけての塔婆建築にあらたに一種を加うるものとして注意せられてよいと思う。

さらに折衷様の一群があげられる。すなわち、

温泉寺本堂 城崎郡城崎町

朝光寺本堂 加東郡米田村

がそれであり、それに關連して、

福祥寺須彌壇 神戸市須磨區須磨寺町

のことも忘れてはならない。そしてそれを大成したのが次代の鶴林寺本堂であり、折衷様は本堂によつて代表されている觀があるのは、誰も知る通りである。ことに外陣の結構において、その頂点に到達するのである。外陣入側柱上部から一種の海老虹梁をもつて外陣両端の大虹梁につなぎをとつているあたり、まことにたくみなやり口で、これで構造と裝飾とをとりつばにかねさせている。また一名作たるを失わぬであろう。内陣の中央に設けられた宮殿もまた同じ形式のもにできてい、その棟札に應永四年上棟の旨を記しているの、本堂もほぼそれと同時代の建造に成つたことが想見できる。なおこの折衷様の遺構に同寺の鐘樓がある。應永十四年の建立、袴腰付の典型的のもので形も整つてい、上層にみられる菱支輪は、本堂の須彌壇や彌勒寺のそれとともに注意すべき細部の一つである。なお近時發見されたものに、

東光寺本堂 美藝郡奥吉川村福吉

〃 多寶塔

がある。そしてこれらの折衷様の遺構によつて、この時代における地方色の一斑を知ることができるのである。これに關連して想起されることはこの地方に唐様建築の少いことで、鶴林寺護摩堂にその趣を見せた外は、絶えてその例に接しない。ついでにこの堂は棟札によると永祿六年の建立であり、その内部の構造は簡單ではあるが捨てがたい味の存することを附言しておきたい。

當代のはじめのものとして、なお、

石峯寺藥師堂 美藝郡上淡河村

があることを忘れてはならない。正面一間通りを開放しているのは注意すべき一現象で、興福寺東金堂や喜光寺金堂とともに、建築界における尙古主義の發露とみるべきであろう。

石峯寺三重塔

斑鳩寺三重塔 揖保郡斑鳩町

も建立年代は不明ではあるが、この時代に作られたものである。

2. 神社建築

まず倉庫時代のものとして小野町八幡神社の拜殿があげられる。割拜殿形式の古いものの一つで、和様と唐様とを巧みに取扱い、随所珍奇な意匠から成っている。ちなみにこの神社はもと淨土寺の鎮守社であつたが、明治初年神佛分離の際にその境内を區劃されて今日に至つた創立はつまびらかでないが、重源が淨土寺建立の際、手向山八幡宮を祀つた東大寺の先例に倣つたものであると思う。鎮守社といえば鶴林寺行者堂もここにあげる必要がある。これも以前は鎮守社であつた。鎌倉末か室町初の建築で、正面からは一見春日造のようであるが、入母屋造の變形であるのが變つた点である。なおそれに関連して一乗寺の妙見堂・弁天堂・護法堂のことも附言しておきたいと思う。「法華山諸堂記」によると古くから佛堂であつたことは判るが、妙見堂が流造であり、他の二つが春日造であるという意味では、これらも神社建築とみられなくもない。そこで内容からみてここに入れるのが便宜のように思う。なお弁天堂と護法堂とは小建築ではあるが、姿体も整っており、一部に唐様の要素の存することも注意に値するところであろう。

住吉神社 有馬郡藍村

は文永二年の建築で、普通にみる流造である。

酒垂神社 城崎郡三江村法華寺

は未指定ではあるが、手法からみて鎌倉末とみるのが至當のように思う。後補の部分も少く、料拱や葦朶などに當時の遺制を傳えている。

室町時代は前代に比してその例が多い。

若王子神社 神戸市兵庫區山田町

八幡神社 川邊郡西谷村波豆

御靈神社 有馬郡貴去村貴去

高賣布神社 有馬郡高平村酒井

天津神社 美薮郡北谷村前田

八幡神社 加東郡小野町淨谷

中島神社 出石郡神美村三宅

久々比神社 城崎郡三江村下宮(未指定)

の諸社はその建立年代も大概不明であるが、ほぼこの時代に作られたものである。形式はいずれも春日造か流造を踏襲して、表現もおおむね舊穀を出でないが、高賣布神社・御靈神社等、中にはやや注目すべきものもないではない。前者は葦朶・木鼻・菱飾等の繪様彫刻にすぐれており、後者はその規模まで大ではないが、室町中期の代表的遺構であつて、形態は美しい調和を有し、繪様

彫刻またみるべきものがある。また若王子神社が板葺屋根を残しているのも一奇とすべきであろう。

日吉神社に關係のあるものに廣峰神社がある。その建立年代は長祿三年を距る遠からざるものと思われるもので、特殊な平面をもつて未指定ではあるが、この種神社の研究上欠くべからざる一資料というべきである。その拜殿も本殿と時代を同じうし、また一顧の價値がある

なお佛殿建築に關係のあるものに、

八幡神社三重塔 兵庫區山田町

名草神社三重塔 養父郡八鹿町石原

があり、これにも時代思潮の半面をみせている。ことに前者は文正元年の創建で一棟札による一姿体もよく整い細部の意匠も優れている。最後に桃山時代のものとして

八幡神社 永上郡柏原町入船山

の存するのを見逃すことはできない。細部の繪様は艶麗かつ華美で、全体の手法の奔放なものとあいまつて桃山時代の特色をよく表わしている。

3. 城郭建築

名城の名をほしいままにするものに姫路城があることは周知のことである。いわゆる平山城に屬し、建築史上に一時期をかくしている。創始はつまびらかでないが、足利末赤松氏の家臣小寺氏がここにおつたのを天正八年豊臣秀吉がその手に收め、城郭を修めて中國經路の根據地としたのが現在の城池の起源である。慶長五年池田輝政東城に入り、同十五年天守閣を起し、三重の濠をめぐらし、又内外を修理して今みるような規模を備えるようになった。維新後一部は失われたが天守閣・西丸・漆蟲・土塀等の遺構が今に存していて、當初のおもかげをしのぶことができる。ことに天守閣は通減の度も完好で、五重の大天守が三棟の小天守と連立するあたり、まことに獨自の構造美を發揮している。けだし名城の名にそむかぬものがある。また連る土塀や、渡櫓の間に、隨所に櫓を点在して、變化あらしめた手際も、有意か無意かはしらず、さすがであるといわねばならぬ。

4. 住居建築

住宅方面においてはまず

十妙院客殿 書寫山円教寺塔頭

壽量院客殿 //

等があげられる。從來あまり人の注意に上らなかつたものであるが、いずれも明應元年を距る遠からぬもので、それぞれ室町時代の寢殿造として逸することはできないその中門は本來の機能を残していることに興味深い。これを桃山時代のものとする見もあるが、その手法にみて従うことはできぬ。

さらに眼を轉じて民家を眺めると、いわゆる「千年家」がある。

箱木千年家 兵庫區山田町

坂田千年家 //

等がそれで、柱の面の割合以外に確かな徴證はないが、それによると大体において鎌倉末か室町初期ということになるのである。規模も小さく、構造も粗末で、建築的に妙味に乏しい癖はあるが、この種の民家資料として稀有の遺品であるといつてもよいであろう。

(筆者・神戸大學教授)

灘の酒蔵

阪下圭彌

配の仕込の単位は普通毎日白米15石づつ仕込むのを一個半の仕舞と云つて、大体12月初に着手して翌年の4月末日に終るので、この期間に約清酒一千石が造られる。この設備を一蔵と呼んでいる。故に一万石造酒するには十蔵を要する譯である。さて、一蔵の敷地は500坪、建坪約300坪を要する。蔵の構造は南面して、東西の棟とし三棟建であつて、南に平家建の前蔵、次に二階建の中蔵、北側に二階建の大蔵となつて、東西桁行二十間、南北梁間十五間の一團の建物で、矩形の平面をなしている地震、台風被害少し。

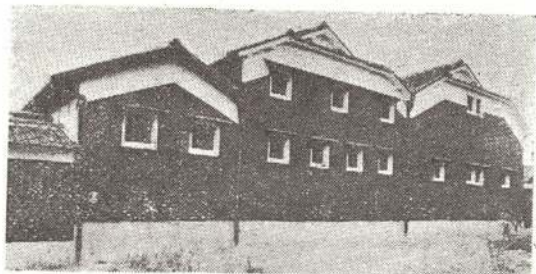
前蔵は梁間三間、平家で内洗場と云つて原料米の洗滌浸漬、釜屋と云つて原料米の蒸餾作業に充て一部に會所場と云う、杜氏以下蔵人の居室と寄宿舎に使用する。

中蔵は二階建、梁間五間、一階は槽場即ちモロミを壓搾して酒と粕とを分ける設備及スマシ場即ち酒を沈澱する所である。壓搾も昔は大きな石のおもりであつたが今は水壓プレス、純綿シブ染袋一蔵に2,000枚使用する。二階は麴室に使用する。

3×4十二坪、四壁、天井、床、板敷入れふみ込み一尺五寸厚の厚とする。

大蔵は二階建梁間七間、一階は仕込場と醸造の終つた後夏時の貯蔵庫である。二階は酒造の最初の仕事である甑（酒母）を作る所である。

右の内で大蔵は醱酵室で、酒造蔵の内、殊に大切な所



（妻縫入母屋造）

である。四時室温の均等を計るためなるべく東西を塞ぎ南側は中蔵の屋根にて陽の直射を除けるのである。この南面の配置は暖冬時の醱酵の調節、夏時底温貯蔵に最も重用な條件である。尙北面外壁には腰窓を設け醱酵瓦斯の排除、仕込桶の底部冷却を考えている。

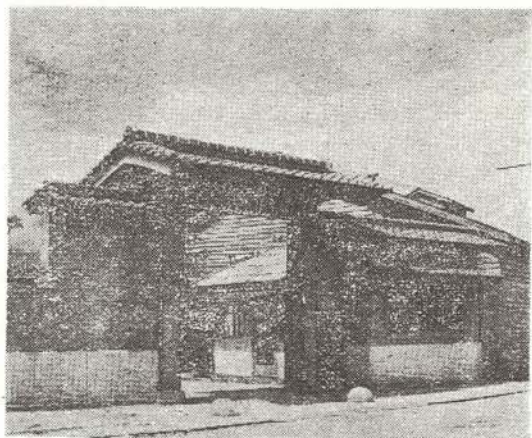
換氣採光の窓の位説、大きさにも、一定の規準がある酒造りには日光の直射は絶対に禁物であつて、いつも暗いから「クラ」と云うのかも知れない。

木造瓦葺屋根勾配は、五寸妻縫入母屋造、流れが大きいから瓦は泉州の谷川か明石へ別注文で尺六四判を使用する。山陽が「里見酒家瓦、紅知商舶燈」と咏せるは西宮の事で、酒蔵の瓦は醱酵菌のためか良質の瓦でも四、五年もすれば皆黒く見えるものである。

軒高は大蔵で二十尺即ち三間で四寸角柱を使つて二階敷下十三尺、之は仕込桶にカイ入れ操作に要する。高さ階上軒高七尺は仕込桶、格納に必要な桶の底徑である。小屋は和小屋組登梁で、高さを有効に使用されている。外壁は下地竹小舞、大壁塗り土厚さ三寸、胴縁打杉三分板堅羽目重打墨塗り、軒裏と覆く軒下二尺程は、白漆喰塗り仕上げである。二階床板は縦正一寸厚板を使用する之は虫害を少くするためである。内部壁は粉土中塗り仕上階下床は以前粘土叩き厚さ五寸位であつたが、今はコンクリート叩きとなつて來た。コンクリートに改める時も相當反對もあつたが、酵母の醱酵其他にも何等影響する事なく、衛生的にも掃除にも大變良い結果を得ている。

今津、西宮、魚崎、御影、西郷を灘五郷と云う。寛文六年今を去る二百八十六年前、灘五郷で造酒高八百四十石に及んでいる。この三百年近い傳統と経験が、灘に於ける今日見る様な酒蔵の様式に發展して來たのでないかと思う。殊に部材の大きさ、架樑單潔、外觀の雄大と共に耐用年数の長いことは惜しくも戦災でなくなつたが舊幕時代に出來た蔵で立派に使用に耐えていたのが珍しくはなかつたのである。

灘の生一本を天下に誇るに至つたには、播磨の酒造好適米、吉野杉の芳香、仕込に用する天恵の宮水、六甲の寒風、播磨の海氣等数えられるが、又この酒造蔵の構造様式も見逃せない條件の一つと思う。然しながら、日本



（正門）

固有の酒造法にも、最新の醸造理論によつて飛躍的な技術の改良が加えられて來た。従つて在來殆んど手工業であつた酒造も、年々機械化されつつある。ビール醸造の様に連続流作業式に變つて行くのは遠い將來ではない。新しい醸造方式に適合する立体的な、酒造工場が、古い傳統と經驗の上に速かに築かれなければならない。酒は素盞鳴尊の八瓊酒、神吾田鹿芹津姫が造られし天の甜酒の故事等、凡そ日本酒は神祭りに始つたのである。設備は時代と共に進んではいるが、藏人は杜氏以下昔其儘極寒百日、故國の妻子と離れて酒藏の中に起臥し、禁欲清淨の信念で朝夕神に祈りつつ、天賜の美酒を造り出すのに精進しているのである。

灘五郷の酒造は舊幕時代から始められたが、之に従事した者は聯か世間放れの様なものびりした感があつた。それは政府の保護があつた点もあり、一般に比し余り浮沈もなく極めて順調に恵れた環境にあつたからである。醸造についての作業其の一切の統裁は杜氏以下に絶体任されて今日に至っている。従つて急速な進歩や變化もない。革新的な意見はあつても酒造はなかなかむづかしいので、現在の處では先人の傳統的經驗様式によらなければならない。但時代の進展と共に經濟、能率、多産醸造方法等改善さるべき余地が多分にあると考える。此の点は經營者側として極めて重要な問題であり慎重に研究さるべき將來に残された一大課題と思う。

宮 水

西宮市、舊市内即ち石在町の一部、東西二丁南北五丁程の限られた地域から湧出するこの地域は地下一米位に一帶に貝殻層がある。井深さ十二尺位、水深五尺、天保の末頃偶然に發見された。

分析表

反應	強アルカリ性	硬度	6 ~ 7
色相	無色澄明	臭味	無臭無味
塩素	77	硝酸	多量
亜硝酸	ナシ	鐵	ナシ
アンモニア	ナシ	有機物	1

送水管並にポンプは鐵氣を絶体にきらう故に錫管、鉛管、コンクリート管を使用する。

昭和初年宮水を余り汲み過ぎ酒渴したので、宮水保護調査會を設け京大地質學の松原博士が科學的研究をなし増量並に水質の調査をした事がある。(前當市會議員、田岡秀逸氏も宮水井戸の専門家である。)

原料米

兵庫縣下美婁、明石、加東、有馬の諸郡米。

米種 山田錦、弁慶、精白程度、三割減以上搗精度の高い程良質の酒が出来る。田舎酒の不味は搗減の少い米

を使用するからである。

藏人 兵庫縣多紀郡、水上郡、二郡(丹波、嵯山町中心とする一帯)に限っている。杜氏(工場長)頭(副杜氏)衛門(鑑師)上配廻(配造り)下配廻(配造り)監督道具廻、釜屋、上人四人、中人三人、下人二人、飯焚(賭方)以上計十八人にて一藏を作る。

(杜氏は中國酒造家唐の杜康から來た名前と文献にある酒造作業を信託する勞務者の事。賃金は現在100>120日の契約で食事寝具入浴等付で凡3万円、杜氏以下日給250円前後に協定されている。)

日本盛

幕末の頃國論沸騰の秋、わが國威宣揚の高遠なる理想を表徴して生れた。當時既に江戸にて名聲が高かつた。明治二十四年我社の創立の際譲受け以來六十年、戦前最盛時は藏數二四、今津、西宮、灘と点在していた。現在の此の工場は敷地一万坪内に五藏と之に附屬する精米所汽罐室、瓶詰工場、荷造所、事務所、倉庫等建設、従業員約五十人余。宮水は數箇所井戸からコンクリート管で送水している。醸造高三万二千石、品質、量共全國一であつた。

將來の酒造場

戦後合成酒、新式焼酎の進出によつて、日本酒の販路は極度におびやかされつつある。無論多額の税金が課せられるため、一般大衆の手出しの出来ぬ高價となつた爲である。科學的設備による合成酒、焼酎に對するためには、舊幕時代其の儘の製造方式に改革を加えなければ、日本酒の將來は誠に心細い次第である。之が爲將來の酒造場は立体的流作業式にする。鐵筋コンクリート造三階建とし、一階は冷蔵設備の貯藏庫兼登場に、二階に洗場釜場、槽設を設け、仕込藏とする。三階は麴室、配場に尙陸屋根を桶干場に利用する。仕込水は屋上にて冷却する。藏中央に大桶の昇降するエレベータを設備する。蒸糴はスチームで蒸釜を使用する。蒸糴の輸送はローラーコンベアーを使用する。

一藏の仕舞を三つ仕舞とする。(毎日三十石仕込のこと)。大要以上の如き理想を持つものである。

酒ばやし

三輪山には古來杉の大樹が多く、衣掛杉、伐掛の杉、二本杉、印の門杉、燈明杉、綾杉などの名木がある。杉の葉を叩くしたものを「酒ばやし」と稱して古くから酒家の軒に招牌として懸ける習慣は酒神としての三輪山の杉に因み併せて酒を表徴したものである。

麴室の構造

廣さ三間×四間全十二坪、厚さ全一尺五寸~二尺の粗殼入保温設備、天井、共床同様構造とする。

壁、床天井共杉板張詰め、天井には換気孔二ヶ所設ける。麴菌の繁殖のため室温は攝氏30度を保つて、麴師は寒中常に裸体で作業する。

灘五郷に於ける戦前戦後の蔵數

	戦災前蔵數	焼失蔵數	残存蔵數	
今津郷	34	34	100%	ナシ
西宮郷	89	70.4	79%	18.6
魚崎郷	46	31	67%	15
御影郷	106	86.8	82%	19.2
西郷	45	11.5	25%	27.5
合計	320	239.7	75%	80.3

酒と蔵其他に就いて

酒は山吹色に木の香りが良いと一部に云われているが、名酒は色のないさえのあるのが良く、酒自体の香りが大切である。酒の品質は一に香り、二に味、三に色（さえ）で之をアマカラピンと稱されている。アルコール分は普通15乃至16度位である。

酒造では米の蒸し方が大切で、この加減は杜氏の技量の一つである。昔は薪炭で鐵の釜（内部を砥石で磨きウルシを焼きつけ）に入れて焚いたが、今はアルミの釜に入れてスチームで蒸している。洗米其他無論宮水を使用する。

桶は口径7尺、高さ7尺木製、口径8.2尺、高さ6.5尺この操作と配置により平面計畫して建築する。重量は34石×500匁+桶自重200匁=21.900匁。

照明は20乃至30W電球で余り明るくない。

袋柿シブで染めた純綿、シブとウルシは香りが他に移らない。昔の人はよく研究したものだ。

木材は松、杉など香りのあるものを除け、虫害の少ないモミを使用している。

蔵人は非常に信仰的で、杜氏は二時半夕食後入浴し、朝夕の祈は怠らずして仕事にかかる。祭神は松尾神社や三輪神社である。

献上 蔵で試作した品は事務所に持参する。之を献上と云う。之は昔から神に供えた事からの習慣であろう。献上物は麴とヒネリモチと（米の蒸し加減を捻つて試めす）酒である。

精米設備 以前は2,000余の石臼を一列150合宛設け、精米機が活動してる光景は壯観であつた。が操作に條件がないので、此点のみは時代の進展に伴い機械化され、他に比べ長足の進歩を見ている。此處の副産物としては赤糟家畜の飼料に、白糟友禪染に、現在は主としてビスケットや乳児の菓子原料に用いられている。此の蔵人も杜氏の如く階級制があり、大老曹、中老曹、小老曹、米

路、科聚、中人、下人等であるが、現在殆ど機械が動くので老曹のみである。老曹の作業不能になる年ともなれば、酒造主から老後を養う年金制がある。

酒造の唄

往昔、時計代りにて作業時間を計つたので、作業により調子に緩急がある。非常に情緒纏綿、蔵の窓から流れ出る音頭の聲は實に感じのよいものだ。大体伊勢音頭が多い。昔、蔵人は柑木綿の袴を穿る迄着通して自分の体温と併行的に蔵内

の温度やモロミの調節をしたものだ。唄の数も多いが參考迄、一、二紹介すると、

朝の歌（前三時頃モロミを種で攪拌する時に勇ましい聲調で唄い出す）

起きてな一、歸らんせよ、東雲明い、明けりやよ一、
館の鶏が啼く 以下八節

數取唄

宮水を汲む時數を誤らぬ様面白く數取音頭で懸聲する一に始つて鶏の一穴、二で日光は天下の宮、三本松は伊丹の遊女、四方田但島守、五ぞごそするのは藪いたち六甲は灘の禿山、七面鳥は唐の庭鳥、八ケン棒は鎗の足九郎判官源義經、東照權現家康公 以下二十迄ある。

（筆者・西宮酒造株式會社取締役）



（酒はよし）

理想的床材料

リノリウム リノタイル

特製リノリウム糊

東洋リノリウム株式會社

本社・工場 兵庫縣伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹1・51・69

大阪事務所 大阪市東區瓦町二丁目三和ビル
電話 北浜 375・376

東京支店 東京都中央區銀座四丁目三和ビル
電話 京橋 1701・2564

煉瓦造建物の曳移轉 工事について

香 川 次 男

神戸市都市計畫に基き現存建築物が其の豫定路線に障害となる爲、解体又は他の豫定換地内に曳移轉工事の止むなきに直面せる建築物が多数あり、下記建物も上記の通命に會ひ、善處方御相談に接し、曳移轉工事可能なる旨、回答せし結果、愈々工事施工となり、萬難を排して下記工事の着手となつたものであります。

建物構造に就ては下記の通りで有りますが、此の曳移轉は弊社として、非常に細心なる注意を要した工事の一つであり、爲に機械器具の選定及び点検も一層慎重を期した。殊に斜曳に對する補強は地盤の強弱並びに高低差甚しき爲に、それより生ずる構造物の解体を來さざる様腐心した。

今その工事経過を振返つて見ると同建物を地盤面に切斷したのであり、移動距離が58間にも及び道標に於て45度廻轉を実施する事は稀に見る至難なる工事であつた。その道程たるや公道、ロータリー、井戸、畑と多種多様であり、又その境界にコンクリートブロック溝ありで誠に困難なるものでした。これは先年弊社の施工した千代田銀行(神戸湊川支店)の曳移轉(曳移轉のみ請負つたのですが)以上に煉瓦造の薄いものであるだけに、その計畫、その準備、その曳地盤構成に於て又その施工に於て勝るとも劣らぬものである。即ち地盤の強弱による補強、その高低によるサンダルの組み方、その壁体薄き爲の直接建物補強材取付と曳加減、曳道とコロの接觸、荷重の等分布、建物廻轉に對するコロの切り方、レールの反り加減、レールと枕木の接觸など少しも油斷出来ない事であり、殊に上り勾配なる爲の水準看視等々大切な施工注意事項でした。曳移轉工事のみは先例と云う事はなく其の建物の構造及び曳條件により常に獨創的技術を要するものであり、經驗に伴う進歩改良と不斷の研究を必要とし、弊社としても去年の方法と今年とは大分進歩發達していると思ひ居ります。

要するに曳移轉工事は常時の研究と經驗の蓄積をまつて初めて完成されるものではないかと思つています。

建物名 黒田食品貯藏庫並製造所

設計者名 香川建設株式會社 營繕課 設計部

工期 自昭和25年6月5日 至昭和25年7月末日

仕上の概要

A 元建設の位置 神戸市兵庫區湊町

B 移轉先の位置 神戸市兵庫區佐比江町136

曳移轉据付ケ造一式

古建物をその傾斜曳5.6間及4.5度轉換並に新舊地盤に於ける高低差上り1尺6寸の勾配あり、舊姿のまま引渡し完了するものとす。

建物構造設備中特色の有無

本工事は有姿のまま建物の移轉を行う特種工事ではあるが、必要とする。

工程

- (1) 地盤線より切斷工事 (2) 曳前準備及び補強工事
- (3) 曳地整地工事 (4) 移動設備工事
- (5) 機械器具点検整備 (6) 移動開始
- (7) 移轉先新基礎

(イ)掘方 (ロ)栗石張方真棒胴掘一切 (ハ)假枠入れ

(ニ)コンクリート打 (ホ)假枠取除き

- (8) 曳移轉完了据付工事及補修跡片付け

工事概要

①建物の種類

主体	煉瓦構造	2階建	補助体	石材及木構造
屋根	日本瓦葺	勾配	5寸5分	
	桁行	48尺7寸5分	梁行	32尺5寸
建坪	440,375坪	延坪	88,075坪	
軒高	地盤より軒蛇腹天迄	24尺		
	棟天迄	35尺		

②移動荷重

(イ)木工事

各階床及2階小屋合掌組、詰木材材料105石

(ロ)石材工事

出入口覆石、各窓楣及窓石、腰石、各窓廻り、防火扉鉤元石等 各使用石材(花崗岩)

(ハ)屋根瓦葺

200立方尺

土井土塗 平均厚サ1寸5分塗厚とす。

40面坪分

瓦葺 葺上坪 35面坪分

棟梁 自9邊 至11邊 延8間分

(ニ)煉瓦積

柱型 2½B角 高サ24尺 4本

壁地 1½B 高サ23尺92面坪

両妻イラカ 1½B 4.5面坪

胴及軒並=合掌組持送等 41立米

煉瓦積所要モルタル量 100立米

建家正面化粧煉瓦貼付け共含む (ホ)其他出入口鐵扉類及防火扉軸及小屋金物類一式 上記小計 500屯

③新基礎荷重 (イ)栗石地型 (ロ)コンクリート布地型

(ハ)獨立柱地形共 小計 110屯 總計 610屯

(4) 建築構造

柱型 煉瓦積 2½B角 壁地
煉瓦 1½B壁厚 化粧目地積
室内構造

1階の床 東建て大引架渡し
床板張り

(移轉先に於ては床土間コンクリート打、モルタル塗仕上)

2 融受胴差し 周囲煉瓦積、持出し積として、これに周囲の胴差し及中央大梁と架渡し、大梁桁行の中央部に於て獨立柱を以つて是れを受け2階根太架渡し床板張り

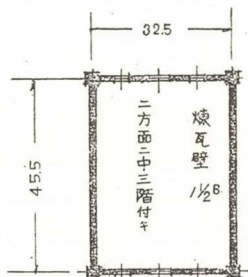
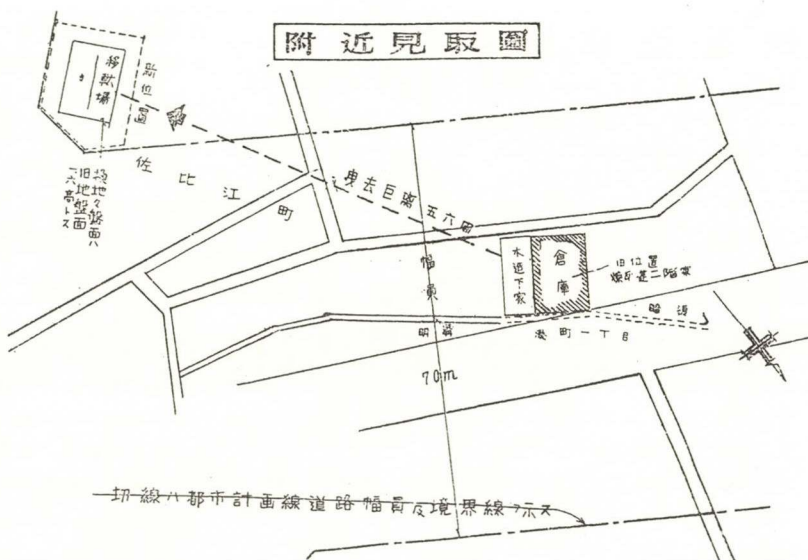
中3階釣リ床

中3階床受け奥付けは煉瓦壁

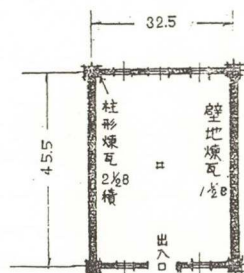
地に締付けφを以つて前記奥付けと取付け、端桁と小屋梁も同様、釣φを以つて、3階床面を水平通り良く釣りならし、小根太架渡し床板張小屋軒桁受け煉瓦持出し積み是れに壁地に取付けφ持込、此の金物に依り壁地と小屋構造材との緊結完全に施し小屋合掌組構造とし用所金物締め完全に施工の上陸梁架渡し小屋西洋合掌組組立て取付け、屋根居土塗日本瓦葺仕上とす。

各所窓及出入口には段石地覆石、袖石、各窓楣、窓台腰石等花崗岩加工の上煉瓦壁地に埋込み据付仕上とす

筆者(香川建設株式会社取締役)



二階平面



一階平面

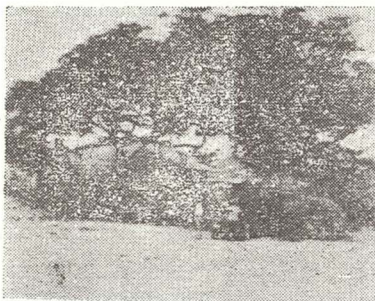
沖縄だより —第2信—

9月7日に送つた第1信につづいて、この通信をお送りします。

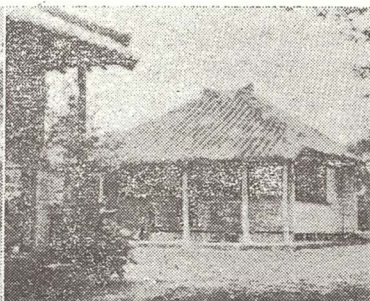
第1信で申した住宅の1例を第①、第②に示します。第①は其の全景、左に見えるのが中2階建の納屋及家畜舎、右が本家で、周囲に防風林を持つている。第②はその中庭からの写真で、左が納屋及家畜舎、正面が本家である。現在米軍関係のものが使っている模様である。第③は亀甲型の墓の写真で、正面の石壁わとわされている

政岡基次

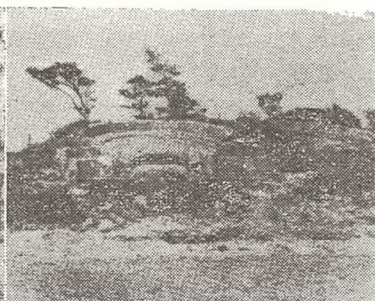
1



2.



3.

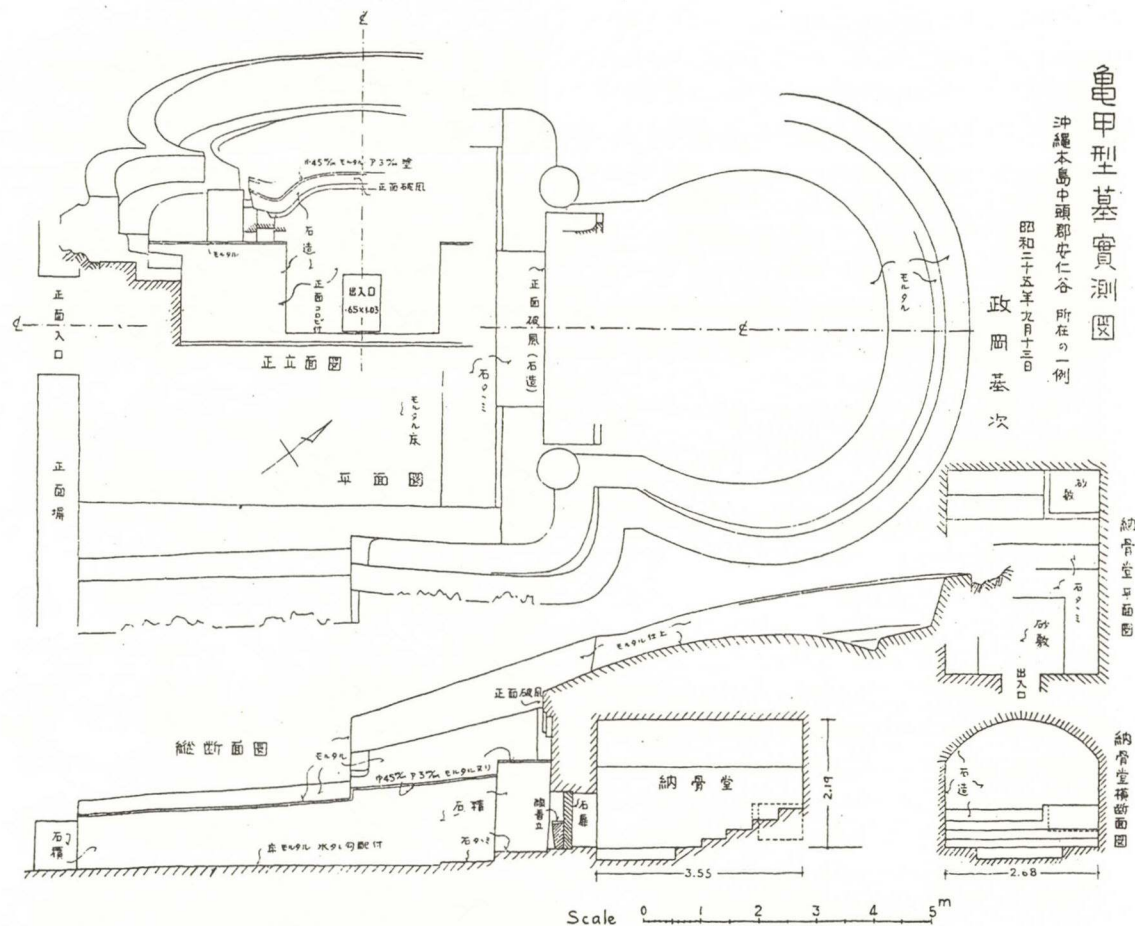


亀甲型墓實測図

沖縄本島中頭郡安仁谷 所在の一例

昭和二十五年九月十五日

政 圖 墓 次



墓の出入口の石蓋は取除かれて、中央に黒く開いている様子がよく見えると思う。この形は支部大陸の廣東によく見られるものだそうである。

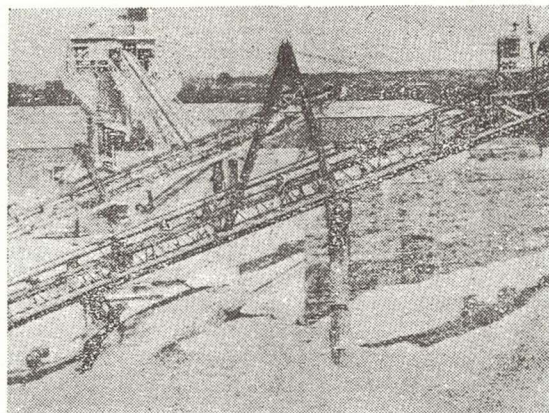
9月12日知花と云う所にあるモリスンの碎石工場（軍の施設を請負業者が請負って運営しているもの）を見學

した。ここでは骨材と、コンクリートブロック、コンクリートパイプを作っている。又レーミックスコンクリートも作られる。この工場の能力は次の通りである。

砂利及砂 1時間につき 150 屯
コンクリートブロック 1時間につき 1,920 箇



④原石採石場から骨材置場を望む。右の方に延力中の工場が、ブロック及パイプ工場



⑤骨材置場から、ミキシング・タワーを望む。

(8 箇/分×4台)

コンクリートパイプ 1 日につき 200 本

見學した當時は、まだブロック及パイプ工場は建設中であつた。この工場の概略見取圖は第 2 圖に示す通りである。ここでは總て機械力によつて作業が行われ、人力によるものとしては、僅に原石を採る前の表土除け位のものである。表土をはねると第⑥の様なニウマチツクドリで岩石へ穴をもみ、火薬で爆破する。その原石はデューセルショベルで積み上げられ、1 段高い段からクラツシャーへ投入される。クラツシャーは 1 段低いこのプラントの敷地上に 6 台並んでいて、3 台づつシリーズに、そしてこの 3 台の 2 セットがバラレルに並んでいる。(第⑦、⑧参照)。トランメルと、水洗器を同一機械内に持つていて、順次所要の大きさに碎石して、ベルトコンベヤーで砂利及砂の夫々の集積場へ運ばれる(第⑤、⑥参照)。集積場から再びコンベヤーで、コンクリートミキシングタワーへ運ばれ、ここでセメント、砂、砂利、水、混和剤が適當に計量され、混和される(第⑨左の塔がそのタワー)。このタワーの下へミキサー付のトラック(1 台の容量は 4 立方碼)が入り、コンクリートを受けて走行中自分で練り乍ら現場へ運んで行く。この様にして、各現場は何日の何時から何分おきに何台のコンクリートを運んでくれと要求を出しておく、その通りに持つて来てくれる仕組になつている(第⑩参照)。

所變れば品變るの譬えの如く、工事の施工方法で色々頭を打つて、面喰う事が多い。それだけに教えられる事が多いとも考えられる。又いつかの機會にこれ等技術的な事にも言及し度いと思ひ乍ら一先づペンを握きます。

(25. 9. 17 記) (筆者・松村組常務取締役)

〔誤謬訂正〕 第 1 信右欄上から 7 行目の「板」とあるのは、「鬼板」の誤につき訂正します。

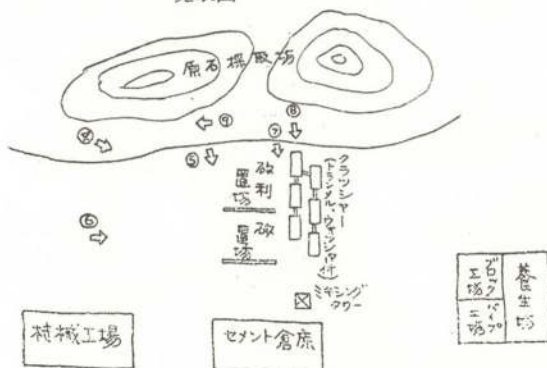
(寫眞説明)

⑧クラツシャーの列

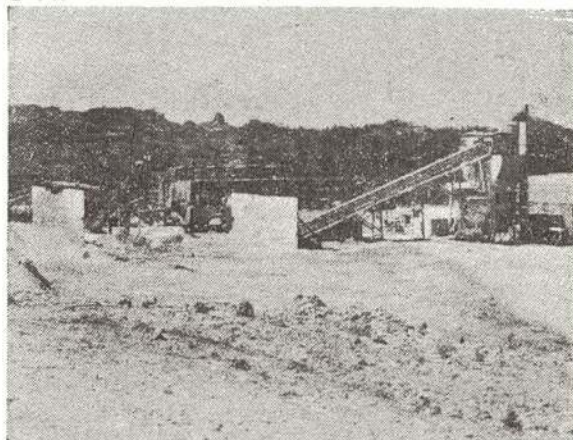
⑨原石採取場の火薬をかける前の穴掘り機による作業

⑩ミキサー付きトラックによるコンクリート打込み

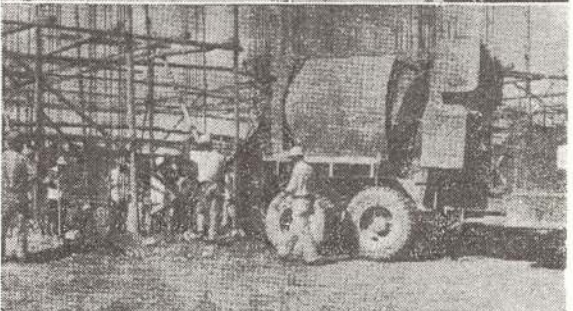
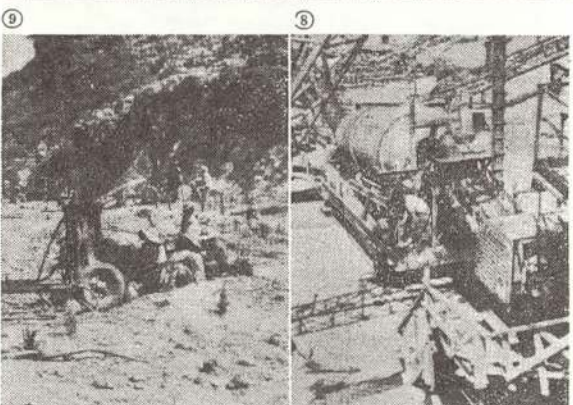
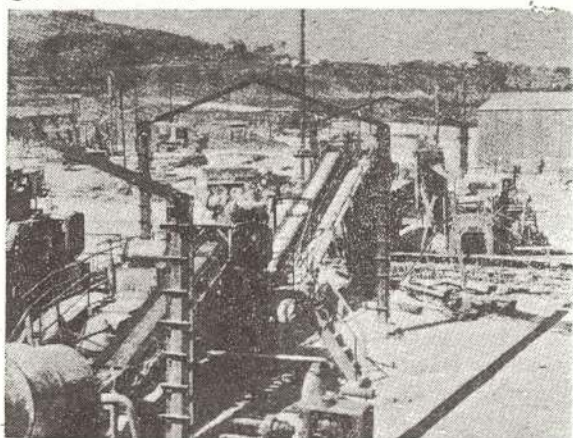
第 二 図 知花に於けるコンクリート・プラント見取圖



⑥骨材置場とミキシング・タワー (右)



⑦クラツシャーの列



⑩

地震とその対策の常識 (3)

日本建築協会 災害委員会

10. 今住んでいる家は安心できるでしょうか

今住んでいる家が大地震にあつて大丈夫かしらという事が問題となりますが、餅は餅屋と云つてやはり建築家の中でも構造技術の方面を専門にやつている人にくわしくしらべてもらうのが一番安心出来るのであります。しかしながらざつとした見當として、次のような4つの等級に分けられるような判断法を説明してみましよう。

- A級 ——— 安全
- B級 ——— 稍安全
- C級 ——— 稍危険
- D級 ——— 危険

(イ) 建物の平面に凸凹の少い小規模のものであれば、そのまゝ全体を一度に考えてもよいのですが、凸凹が多くて大規模な建物であればこれを適当ないくつかの部分に分けて考えます。又、各階毎に分けて考へ、地震で建物がゆれると想定する方向も、建物について直角な二つの方向について考えなければなりません。

(ロ) 建物の平面を前のようにして分類し終りますと、次にこの分けられた各ブロックが水平に押し倒そうとする力に對してどの位の抵抗力、つまり耐力(強土)があるかを計算で求めるのであります。

精しくこの耐力を求めようとすると、いろいろの問題があるのですが、大ざつばに考へて、木造

建物の或る階の或る方向の耐力はその方向に平行した壁及び小壁付柱(窓、出入口等開口部の脇にある柱のこと)の耐力をつぎのようにして求めこれを總計し、これに保存状態を考へて適當に割引して考へればよいのであります。

木造壁の耐力わ、壁のつくり方によつて、上の表から單位の長さの耐力を求め、これに實際の長さをかければよいのであります。柱の外から見える壁を眞壁シンカベと云い、見えない壁を大壁オオカベと名づけていますが、何れも筋違スジカイのはいつたものは耐力がずっと大きくなつています。表の中で大貫筋違オオススギというのは、厚さ5、6分の板のように厚さのうすい材で出来た筋違のことで、柱材をたてに二つに割つたものを一方だけに入れたものが柱二割片筋違入りであり、之を十文字に入れたものが、たすき筋違入りであります。

普通の家では筋違は入つていても大貫程度のものでありますから、概略値としてはどの様な壁でも平均して300kg/m、すなわち一間につき550kg位とみなしてよいのであります。

次に小壁付柱の耐力は、柱間一つに一本の割で計算するのでありますが、之は次の三種の計算をやつてみてその中で最も小さい値をとることゝします。

即ち、

會社 資材 大阪市北区木幡町三番 電話堀川 ⑤四一六四番	完全・中空防音・合理的工法・ 施工簡易・責任施工・	耐震・耐火・輕量・堅牢・防水	式を	輕量	は輕仕切	間仕切
			・	鐵骨	鐵骨	・
				は	骨を	天井
				日進		に

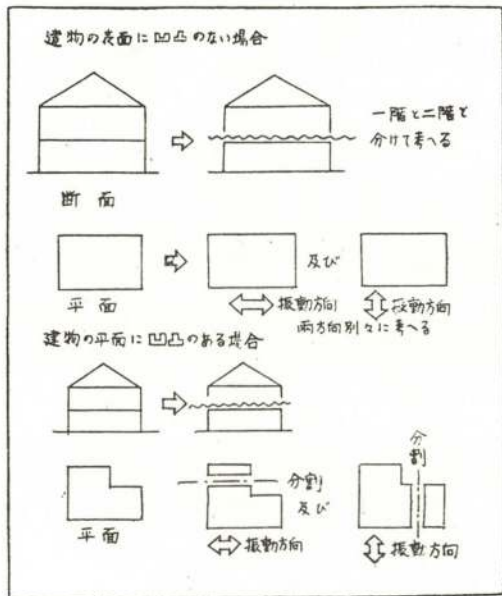


ペデスタル杭

互費低廉・工期短縮

太洋組株式会社

大阪市北区綱笠町堂ビル3階
電話堀川 1820. 951
(構内電話) 267 ~ 8

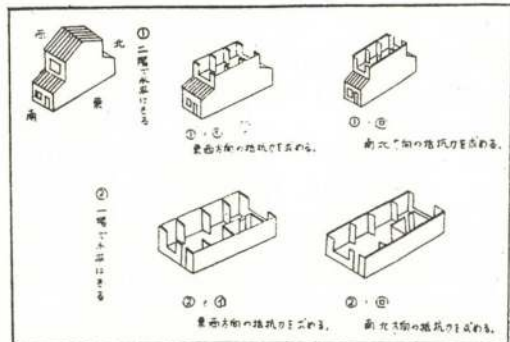
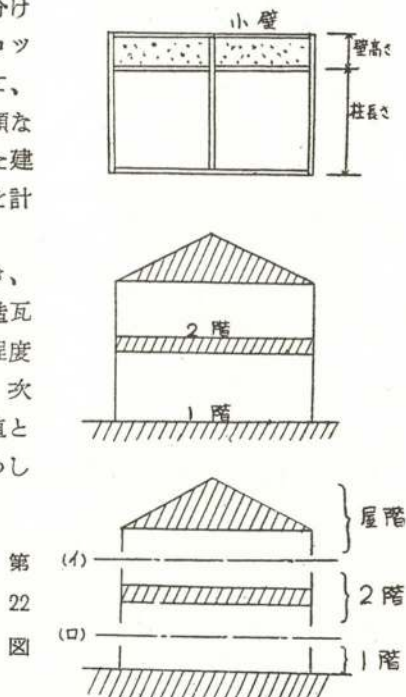


第21図-1

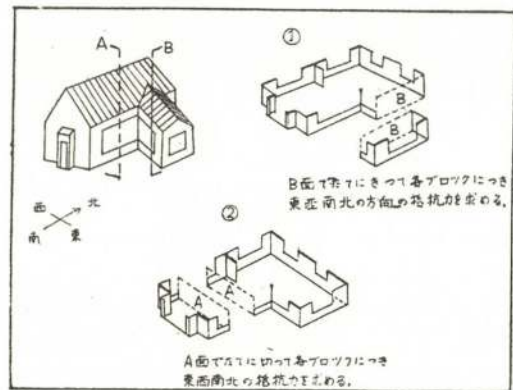
- (1) $\frac{100}{\text{柱長さ(米)}} \text{ ㊦}$
- (2) $300 \times \frac{\text{壁高さ}}{\text{柱長さ}} \text{ ㊦}$
- (3) 小壁をつくる壁の強さ $\times$ 柱間

(ハ) 次に前に分けた各平面のブロックを各階高を等分する水平面(第22図に於ける(イ)及(ロ)の面)で分けこの各ブロックについて、人や家具類などを含めた建物の重さを計算します。

このとき、普通の木造瓦葺の住宅程度ならば、次のような値とすればよろしい。



第21図-2



第21図-3

第5表 壁の耐力表

壁の構造別	壁の耐力	
	壁長1米につき	壁長1間につき
真壁(しんかべ)	両面漆喰、片面下見板、他面漆喰、200	300㊦
	片面下見板、他面漆喰、大貫筋違入り、350	380
		640
大壁(おおかべ)	両面木摺り(きすり)、250	450
	両面斜木摺、400	730
	片面メタルラス、他面木摺、300	550
	片面下見板、他面木摺、200	360
	柱二つ割、片筋違入り、400増	730増
	柱二つ割、たすき筋違入り、800〃	1,450〃

第6表 普通瓦葺木造住宅の重さ

	床面積1平方米につき	床面積1坪につき
屋根	210㊦	700㊦
二階	210	700
一階	考えなくてよい	考えなくてよい

(=) 上の二つの計算が終わると、次はそれらの値から建物の耐震度と云うものを次のようにして求めます。勿論これは各ブロック毎に求めるのであります。

$$\text{建物耐震度} = \frac{\text{その階の耐力の合計}}{\text{その階より上の重さ}}$$

(ホ) これらの計算とは別に、その建物の建っている地盤の模様によつて標準震度というものを想定するのですが、これは便宜上次のようにすればよろしい。

I 良 0.1~0.15

岩盤が浅い所にある場合であつて、大阪市内ならば谷町線より東の台地は概ねこれとみなして宜敷い。

II 中 0.15~0.2

洪積層や比較的かたい沖積層の場合であつて西横堀より東は概ねこれと見なして宜敷い。

III 不良 0.2~0.3

軟弱な沖積層、その他低湿地、埋立地、断崖の上などで、大阪市内なら西横堀より西は概ねこれとみななければなりません。京都市では伏見低地などはこの部類に入ります。

なお、大阪、神戸については第18圖、第19圖を参考にするとよいと思ひます。この圖は京都大學防災研究所により作られたもので、地下構造を調査して地盤の良否の等級を示したものであります

(ハ) これらの値が求められれば、耐震度を地盤の標準震度で割つて、その値が1より大きければA級であつて、この建物は安全であります。又その値が $\frac{2}{3}$ と1との間であれば、B級であつて稍安全であります。 $\frac{1}{3}$ から $\frac{2}{3}$ の値であれば稍危険で之はC級、 $\frac{1}{3}$ 未満であれば危険で、之はD級ということになります。即ち、

$$\frac{\text{耐震度}}{\text{標準震度}} > 1 \text{ のとき A 級 (安全)}$$

$$\frac{1}{3} < \frac{\text{耐震度}}{\text{標準震度}} < 1 \text{ のとき B 級 (稍安全)}$$

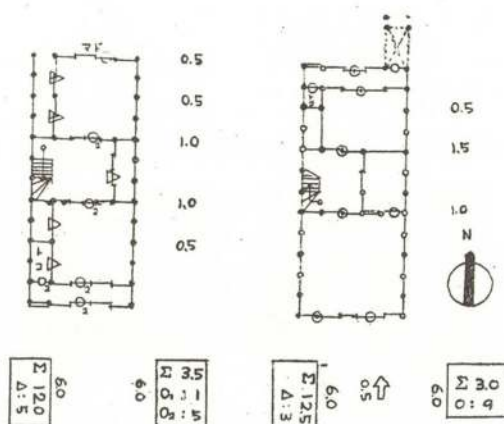
$$\frac{1}{3} < \frac{\text{耐震度}}{\text{標準震度}} < \frac{2}{3} \text{ のとき C 級 (稍危険)}$$

$$\frac{\text{耐震度}}{\text{標準震度}} < \frac{1}{3} \text{ のとき D 級 (危険)}$$

計算例

木造二階家瓦葺二階15k²—階15.5k² 延30.5k²

小規模な建物で凹凸のない平面をもっている建



第23圖 — 第24圖

物であるから奥行、間口何れの方角にも一体として考え建物の区分を行ひません。但し、便所は簡單のためにはないものと考へます。

二階 15k²

重量: $0.7 \times 15 = 10.5t$

間口方向 (EW)

耐力:

北側窓脇柱(圖中0.印)

窓では上下に壁がありますが、耐力公式の②式の壁高では上下の壁高のうち長い方をとります。

$$\text{①より } \frac{100}{1.7} = 59$$

$$\text{②より } 300 \times \frac{0.7}{1.7} = 123$$

$$\text{③より } 550 \times 0.5 = 275$$

このうち最小のもの59kg^m 60kgを柱1本の耐力とします。柱の数は圖より5本であるから、結局總耐力は、

$$\text{壁 } 0.55t/k \times 3.5k = 1.93t$$

$$0^{\circ} \text{ 柱 } 0.10t \times 1 \text{ 本} = 0.10$$

$$0^{\circ} \text{ 柱 } 0.06t \times 5 \text{ 本} = 0.30$$

$$\text{計 } 2.33$$

$$\text{耐震度は } \alpha = \frac{2.33}{10.5} = 0.22$$

奥行方向 (NS)

柱(圖中△印)は前の0^o柱と同様

耐力:

壁 $0.55t/k \times 12k = 6.60$

△柱 $0.06t \times 5本 = 0.30$

計 6.90

耐震度は $\alpha = \frac{6.90}{10.5} = 0.66$

一階 便所は軽微であるからのぞきます。

$15.5 - 0.5 = 15k^2$

重量: $0.7 \times 15 = 10.5t$

$10.5 + 10.5 = 21.0t$

間口方向 (EW)

耐力:

柱 若干箇所により壁高の柱長の寸法がことなっていますが、おむね前の02柱に同じでありますからその耐力をもちいます。

壁 $0.55t/k \times 3.0k = 1.65t$

0柱 $0.05t \times 9本 = 0.45t$

計 $= 1.10t$

耐震度: $\alpha = \frac{1.10}{21.0} = 0.05$

奥行方向 (NS)

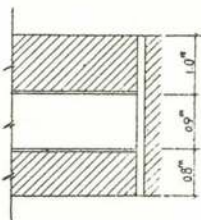
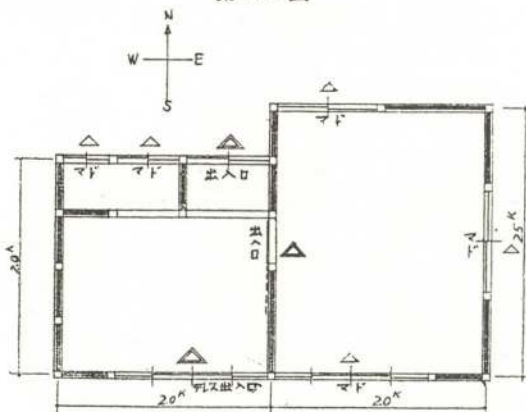
耐力:

壁 $0.55t/k \times 12.5k = 6.87t$

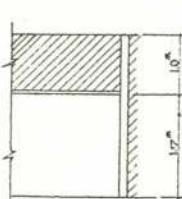
△柱 $0.05t \times 3本 = 0.15t$

計 7.02t

第25図



第26図



第27図

耐震度 $\alpha = \frac{7.02}{21.0} = 0.33$

結局耐震度を一括してしめしますと、

	耐震度	耐震度 標準震度	判定
二階 { 奥行方向	0.66	3.3	A
{ 間口方向	0.22	1.1	A
一階 { 奥行方向	0.33	1.65	A
{ 間口方向	0.05	0.25	D

いま地盤をⅡ.すなわち中級のものとすれば標準震度は0.15~0.25の間にえとぶのでありますが、こゝでは上限0.2をとりますと、上表の右欄に示したように判定されます。建物全体としてはこのうち最も悪い級をもつて判定します。すなわちこの建物は一階が間口方向に弱くD級であります。

計算例

1階 9坪

重量 $0.7 \times 9 = 6.3t$

(N-S)方向 東側窓脇柱 (圖中△印)

①より $\frac{100}{0.9} = 110kg$

②より $300 \times \frac{1.0}{0.9} = 330kg$

③より $360kg$ (片面下見板片面漆喰) $\times 1k = 360kg$ の110kgが最小で之を採用、柱の耐力とする

出入口脇柱 (圖中△印)

①より $\frac{100}{1.7} = 59kg$

②より $300 \times \frac{1.0}{1.7} = 176kg$

③より $550kg \times 0.5間 = 275kg$

59kgを耐力とする柱1本の耐力とする

總耐力としては

△柱 $0.11t \times 1 = 0.11t$
 △柱 $0.069 \times 1 = 0.06$
 外壁 $0.36 \times 4.0k = 1.44$
 内壁 $0.55 \times 2.0k = 1.10$
 計 2.7t

耐震度 $\frac{2.7t}{6.3} = 0.43$

EW方向

△印柱 $0.11t \times 4 = 0.44k$
 △印柱 $0.06 \times 3 = 0.18$
 外壁 $0.36 \times 2k = 0.72$
 内壁 $0.55 \times 0.5k = 0.275$
 計 1.62

耐震度 $\frac{1.62}{6.3} = 0.26$

(次ページ続く)

會 務

(10月分)

建築新法令講演會打合 7月1日朝日にて大阪府建築部學會支部、協會等關係者集合來る17、18日大阪にて開催の諸準備につき打合せた。

京都市部役員會

7日1時同支部にて支部長以下出席、本部と共催桂修學院離宮見學及建築講演會開催等を協議した。

和歌山支部役員會 7日2時縣建築課長室にて奥村支部長、栗林副支部長外十余名本部大和理事列席、建築講演會、見學會開催、基金募集、集合方法、會員増加、和歌山版編集5月號豫定等を協議した。

定例理事會 10日2時會館分室にて竹腰會長外6名出席ビル運轉の件、建材部會擴大及經費の件、會員名簿、送料の外無代配本の確認、入退會詮衡、諸報告後東畑委員より第2回中央建築士審議會の經過が協會其他の希望意見に添いつつある旨の報告を聴取した。

建材部大會 10日4時より會館大廣間で建材部大會開催青木氏外30余名、竹脇會長、井上副會長、瀧澤理事、池田大阪建築事務所長、東畑建築事務所長、大和常務理事等が列席最近の建材情勢意見交換ありたる後、近く本部會の擴大強化を画り一層發展を期する爲外廓團體を結成する申合せをなし、其實現を小委員に一任した。越えて18日小委員は朝日にて會合11月8日關西建材會の發會式舉行の準備を整へた。

編集委員會 10月7日午前12時より朝日ビルにて小川、白石、海崎、福田、岩本、岡田、堀口7氏出席、11月號割付検討決定、12月號原稿内容検討。10月28日午後3時より朝日ビルにて小林、白石、福田、堀口4氏出席12月號編集割付検討、新年號編集計畫「建築界の展望」號と方針を立て依頼先を決定。

災害委員會 10月17日2時朝日にて小委員會を開きチェーン台風災害記録作成の細部を協議した。

大阪會務委員會主催 日紡社宅見學會

14日2時大阪市內福島に建設中の大日本紡績株式會社

社員アパートを見學。會する者80余人、同建設物は秋田喜代次氏設計、大林組施工に係る鐵筋コンクリート造地下共5階建2棟である。先ず同所クラブ前に一同集合大林組現場主任片岡春松、若田久作両氏の説明後兩氏の案内で地下室より屋上迄隈なく見學した。

A型1戸21坪、B型17坪、立式洗滌器、洋服タンスの備付け、採光、衛生、暖房の施設迄至れり盡せりで見えるもの参考となる事多く又羨しき感を抱きながら有意義に4時すぎ散會した。當日御説明、案内其他御接待を煩わした大林組各位に厚く御禮申上げる。

和歌山支部主催 花王石鹼建具工場見學會

石鹼會社に建具見學とは知らない方は錯覺を起されると思うが、花王石鹼株式會社の建具工場は縣下に於ける一貫作業工場として著名なもの、燈台下暗しの地元の會員のためや大阪本部方面からの参加も熱望して、21日2時から同工場の見學會を開催した。通知の關係か大阪方の参加はなかつたが、さすが和歌山特産の建具が次ぎ次ぎと各種な優秀製品が製作される現場を一巡、非常に興味深く参加者の満足を得た。當日御世話になった關係各位に厚く謝意を表する。

九州支部主催 新建築物見學會

九州支部としては珍らしい見學が28日午後1時から催された。當日市内天神町に集合するもの約60名、大型バスで日銀福岡支店建築場に至り、施工竹中工務店飯田支店長の説明後、現場主任徳永技師の案内で見學後第二見學先郊外油山神學校建築場に至り、徳永建築事務所石井主任の現場案内で隈なく見學、薄暮天神町に歸り薄副支部長より参加の禮と支部發展に協力を依頼する挨拶があつて散會した。本見學は2個所共鐵筋コンクリート造り、戦後に於ける建物として見るべきもの多く有意義な半日を過し参加者の満足を得た。當日御世話になった關係諸氏に紙上を通じ深甚の謝意を表する。

九州支部副支部長更代の件

藤島副支部長は稀に見る熱心な愛會者で支部の發展に献身的な奉仕を續けておられたが今般一身上の御都合で離職されたので代つて薄與莊氏が後任に選ばれ、黒木副支部長と共に協力される事となりました。

強く優雅な
リグノイド床
テックス
フローリング
凱光式通風器
責任施工
田辺工業有限會社
大阪市西区江戸堀上通一丁目五
電話上塩堀(44) 2677, 4471

ゴム床材
S.Y. 印
サトラーバー・リウム
サトラーバー・タイル
諸名記入御申込の方に型紙見本贈呈す
東京都中央区日本橋馬喰町2/1
株式会社 大和ゴム製作所
電話 茅場町(772)・7721
工場 本田、川端、寺島、山形

(28頁より続く)

合法的資材の裏付(工期の爲鐵道用土建資材を一部流用する場合にも結局必要)を得る爲にも工事進捗の爲にも出願を急いだが、計畫が整い或程度設計完成してこそ出願圖書も揃い、それには此の場合兒童會館其の他用鐵骨古材から設計上適當材を探す必要があつたりして、並々ならぬ苦心であつた。漸く十月より認可運動を起し、建築課自身が建設、厚生両省の門を叩きパーク建設主旨から説き協議を求めたりして間に合せた。此の間両省並に兵庫縣當局の絶大な御指導と御支援は恭けたいものがあった。

建設省住宅局編、日本建築學會發行の

建築基準法並建築士法集の分頒

1. 建築基準法関係法令集 定價120円 送料15円
2. 建築士法関係法令集 定價30円 送料10円
3. 建築基準法施行令、建築基準法施行規則
定價80円 送料15円
4. 建築基準法に關係ある防火規格とその解説
定價110円 送料15円

上記の法令集は日本建築協會事務局に來て居ります故御希望の方に分頒します。尙建築士法の解説手続全般に渡つて、まとまつた本が下記の通りありますから共に分頒します。

5. 建築士法の解説一附、選考申請の手續一衆議院建設委員會、建設省住宅局編著 定價90円 送料10円

日本建築協會災害委員會編

「地震と其對策の常識」パンフレット發行分頒

十月號より本誌連載の地震常識は多大の好評を得、單行本の御希望に添ひ連載完結を待たずして一足先に完結内容も本文以外に寫眞も加へ感じの良いパンフレットとして内容平易な學校、職場、各組合、各會等の何れの方にも愛讀されるように出來上り、又各家庭にも常識として是非一誌を備へる價值のあるものと成りました。廣く關係各位の御協力に依り一誌でも多く御愛讀あらん事を。

B列5本文28頁寫眞8頁一部定價¥50

—1950年—

會員名簿

配付について。

待望の名簿が漸く配布の運びとなりました。本名簿は建築關係業者案内も約600社を録したA列5號約320頁に及ぶものです。

提供された土地の離作問題や入口附近の用地一部擴大買収の爲土木の整地や造園工事も遅れたので、其の後に追う建築工事の大部は自然1月末以後着工となり、現場も晝夜兼行を交え工事係は監督に、材料係は資材調達、輸送に多忙を極め、正門等非常に苦しかつたが、兒童會館を除き第一次計畫を漸く完成し4月25日目出度く開園された。會館も突貫且つ入念に漸く7月末完成した。

斯くて合計二万一千四百坪の荒地は見違える様に生れ變り、第二次工事も進行、各部門共今後益々充實を期している。御期待と御支援を乞う。

(筆者・阪神電鐵施設部建築課長)

會員及び業者案内欄掲載者に一部に限り無料配本いたします。但し會員各位は包裝、送料、通信雜費補助として事務所へ直接お受取りの方も40円御負擔をお願いします。又二部以上御希望の方は一部につき年250円で頒ちます(部數に制限あり品切れの時は不慮御諒承下さい)

目下上記の40円お届けの方から配布しております。

(本部又は各支部に便宜御申込み下さい)

編集後記

炭火が戀しくなつて、建築現場の焚火にたむろする、六甲おろしの風が

さつと「ほつべた」をさする。

その頃、第二回支部特集のバリエーティに富んだ躍進する兵庫特集號が到着する。

兵庫支部編集委員會の御努力に依つて多くの尊い原稿を頂き深く感謝致し居ります。

紙數の不足の爲め小さな字で會員諸兄に讀みにくい結果になり折角の立派な企畫に御期待に添えなく誠に申し譯ない。

霜月の小庭の枯草、落葉、をはき乍ら黒い土から新しい若芽の出る新青を新しい姿を持つて會員諸兄に送ろうと目下新年號の編集に編集委員會は努力致して居ります

建築と社會

第31輯 第12號

實價1部60円(送料共)

昭和25年11月25日印刷・昭和25年12月1日發行

編集發行人 戸 川 弘

發行所 社團 日本建築協會
法人

大阪市北區中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 { 土佐堀 ④ 1836-3631番

{ 北 濱 ② 1334~9番

振替口座 大阪 39975番

大阪市東區北新町二丁目
印刷者 中 川 眞 佐 吉
大阪市東區北新町二丁目
印刷所 アポロ印刷所

●第三二集 第二二号 掲載広告一覽(掲載順)

協和製作所
ケントク
相徳工務所
岩崎工務店
大木建築事務所
大江工務所
小沢工務店
岡田工務店
竹原工務店
高見工務所
東神工務所
西村建築事務所
正井建築事務所
三宅工務店
溝淵建築事務所
宰巧社製作所
石橋組
島田組
日本塗料化学
六甲商会
寺田商店
新井組

兵庫県住宅建設
浅間建設
大林組
竹中工務店
清水建設
鴻池組
間組
大成建設
大日本土木
鹿島建設
神崎組
戸田組
藤田組
中島組
香川建設工業
神永建設
進藤組
明和工務店
松浦工務店
橋工業
森本瓦
神報建設工業所

昭和電機工業所
相生橋工業
森脇工業所
藤野工業
片山鉄工所
マスヤ商店
柳塗装工業
葺合運送
関西砂利
植田商店
近畿電気工事
神戸建設
宮下木材
損保合同木材
桑田硝子
和田建設
関西スレート
武田木材工業
今倉表具店
石田末吉
福島商事
朝日電子工業
大阪城口研究所
大阪電気商会

大阪暖房商会
桐田商会
斎藤久孝
須賀工業
西原衛生工業所
建材社
大和工業
栄興商会
三晃商会
理研鋼材
ヤマト電気商会
寶珠園
三幸商会
檜野石灰工業
立花商会
興亜建材工業所
兵庫県瓦工事
原田商店
米谷建材店
⊕タイル営業所
吉田芳雄商店
江昌工業所
理研サッシュ
水島商店

岡居宇一商店
林塗装店
飯田商店
福屋工業所
室谷商店
尾北商店
川岸窯業
神治屋
芦屋左官工業所
産業スレート
大信洋行
崎山工業所
日本セメント防水剤製造所
利倉幸商店
内外土木建材社
高野工業所
浪花工房
辻文金堂
天王寺木工
関西塗装工業
大和金属工業
三高製作所
正見建材興業
額田製作所

ライトラバー興業
ライト製作所
北尾商店
鈴木シャッタ工業
大阪建材工業
満点製作所
古石床材店
大阪コンベス建材社
山本建材社
川崎製鉄
池乃坊
岩住鉄工所
柳建材社